

## 第2章

---

健康福祉政策課

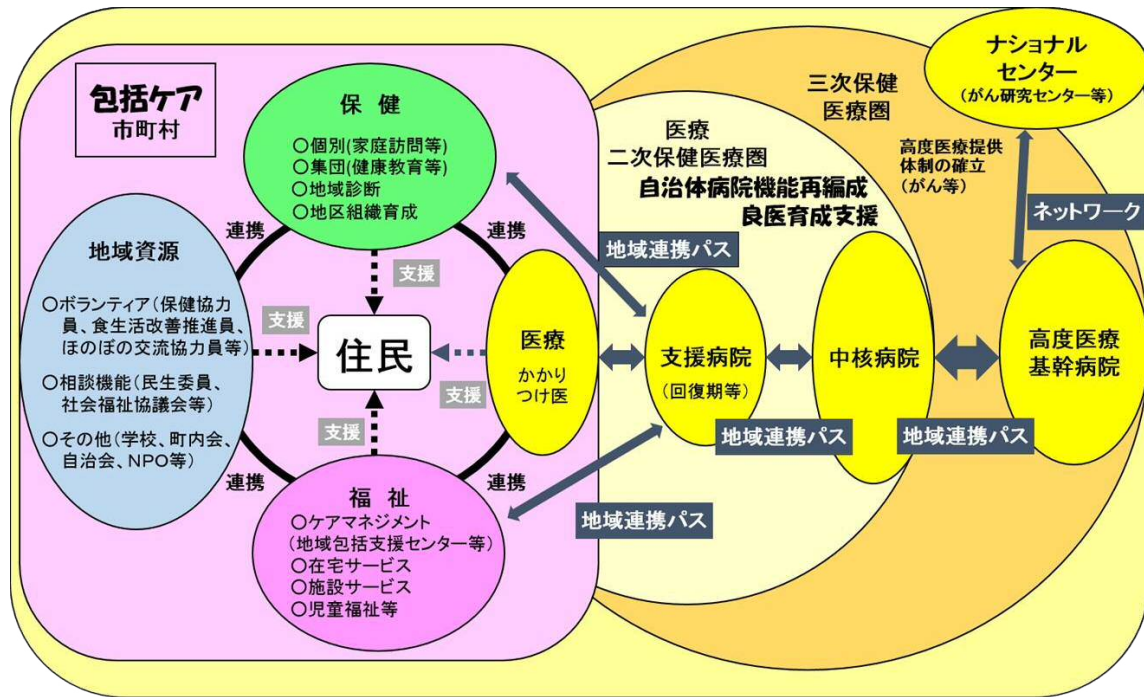
事業概要

# 第1節 保健・医療・福祉包括ケアシステム

## 保健・医療・福祉包括ケアシステムの概要

保健・医療・福祉包括ケアシステムとは、地域のすべての住民に、保健・医療・福祉の各サービスが必要となときに適切な内容で、総合的・一体的に提供するために、関係機関が連携を図る仕組み。

### 地域を支える保健・医療・福祉包括ケアシステム






## 保健・医療・福祉包括ケアシステムの取組状況

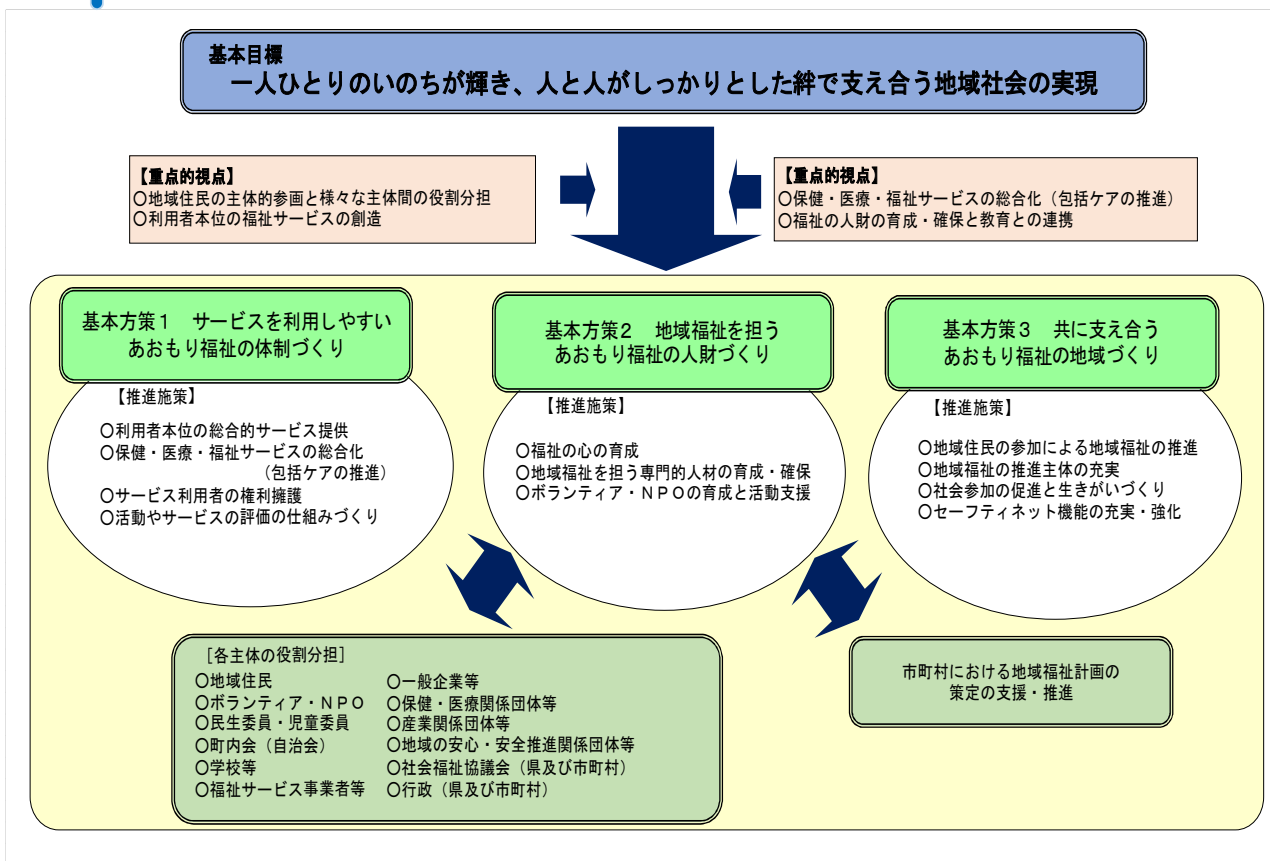
施策の概要	平成27年度の取組状況等	平成28年度の取組
<p><b>保健・医療・福祉包括ケアシステム</b></p> <p><b>1 目的・趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県では、全ての県民を対象に、適時適切に一体的な保健・医療・福祉サービスを提供する保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実を図ってきた。</li> </ul> <p><b>2 推進体制</b></p> <p><b>市町村レベル</b></p> <p>市町村レベルの会議・協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村が個別の援助の検討や情報交換等を行うケア会議を開催</li> </ul> <p><b>二次保健医療圏レベル</b></p> <p>「地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各圏域の連携に係る課題等を協議</li> </ul> <p><b>県レベル</b></p> <p>「青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括ケアシステムの普及啓発や推進方策の調整に係る意見交換</li> </ul> <p><b>3 推進方策(指針)</b></p> <p>平成25年度 改定版</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>定義に予防の視点を加えた</li> <li>国の地域包括ケアシステムとの関係を整理(国の地域包括ケアシステムは、このうち高齢者分野をカバーするシステムと位置づけ)</li> <li>保健師の役割を記載</li> </ol>	<p><b>予防を重視した包括ケアシステム促進事業(重点、H26~)</b></p> <p><b>予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステム</b></p> <p><b>対象</b> 地域の全ての住民</p> <p><b>目的</b> 住民が生産にわたり健康で安心した生活を送ることができる</p> <p><b>内容</b> 全てのライフステージにおいて、適時適切な保健・医療・福祉サービスを、一体的に提供する仕組み</p> <p>という、これまでの取組に加えて...</p> <p>保健だけではなく、全ての分野において予防の視点を持って、健康づくりや住民を支援する状態にしたいことにつなげていく。</p> <p><b>現地懇談会の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事が市町村を訪問し、地元市町村の取組事例を中心に市町村長や保健師等と意見交換を行った。</li> <li>7市町村で開催(H27.8月~H28.2月)</li> </ul> <p><b>保健・医療・福祉ネットワークの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の保健・医療・福祉関係者を中心とした自主団体の連携強化に向けて、活動状況調査と意見交換会を実施した。</li> <li>各地域で少なくとも17団体が活動中。意見交換には15団体が参加(H27.11月)</li> </ul> <p><b>保健活動研修会の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師等を対象に、予防を重視した包括ケアシステムの考え方や、実践例を学ぶ研修会を実施し、理解を深めた。</li> <li>H28.3月開催(参加者55名)</li> </ul>	<p><b>保健・医療・福祉包括ケアシステムネットワーク構築支援事業(～H29)</b></p> <p><b>現地懇談会・保健活動研修会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括ケアシステム構築に向けて市町村の意識改革を促進するため、現地懇談会を継続</li> <li>他市町村の取組への理解を深めるため、保健師等を対象とした各種研修会を継続</li> </ul> <p><b>地域自主団体の活動発表会(新規)</b></p> <p>【現状・課題】各地域で医療・介護関係者を中心としたネットワーク(自主団体)が形成されている。他地域の類似団体と連携することにより活動の周知拡大を期待。</p> <p>県内各地で活動する自主団体を一堂に集めた活動発表会を開催。</p> <p><b>多職種連携研修会(新規)</b></p> <p>【現状・課題】福祉・介護の取組と、医療の取組とがそれぞれ行われているが、分野を越えた連携が必要。</p> <p>各地域での医療・介護等の顔の見える関係づくりに向けて、多職種連携の研修会を開催。</p> <p><b>保健・医療・福祉包括ケアシステム</b></p> <p>県 市町村 地域の医療資源</p> <p>現地懇談会 地域包括ケア 在宅医療連携拠点の設置</p> <p>予防を重視した包括ケア 多職種連携 在宅ヘルプ・NPO等</p> <p>保健師研修会 地域支援事業 訪問看護推進事業</p> <p>連携・つなぐ</p>

## 第2節 地域福祉対策

### 1 青森県地域福祉支援計画の概要

<b>役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めた。</li> </ul>	
<b>位置づけ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法第108条に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定。</li> <li>○県基本計画に掲げる「生活創造社会」の実現を、地域福祉の視点から推進。</li> <li>○「あおり高齢者すこやか自立プラン」、「わくわくあおり子育てプラン」、「新青森県障害者計画」等の個別計画と連携・整合を図った。</li> </ul>	
<b>本県の概況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子化・高齢化の進行など人口減少社会への移行、核家族化や高齢者のみの世帯、高齢者単独世帯など家族形態の変化、地域社会の伝統的な相互扶助機能の弱体化、未婚率の上昇による単身世帯の増加、離婚等に伴うひとり親家庭の増加など、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化している。</li> </ul>	
<b>期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年3月策定、平成24年3月改定（平成24～28年度の5か年計画）。</li> <li>○市町村地域福祉計画の策定状況や社会福祉制度等の動向を踏まえ、必要に応じて見直し。</li> </ul>	
<b>基本目標</b>	<b>一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりと絆で支え合う地域社会の実現</b>	
<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスを利用しやすい あおり福祉の体制づくり</li> <li>○地域福祉を担う あおり福祉の人財づくり</li> <li>○共に支え合う あおり福祉の地域づくり</li> </ul>	

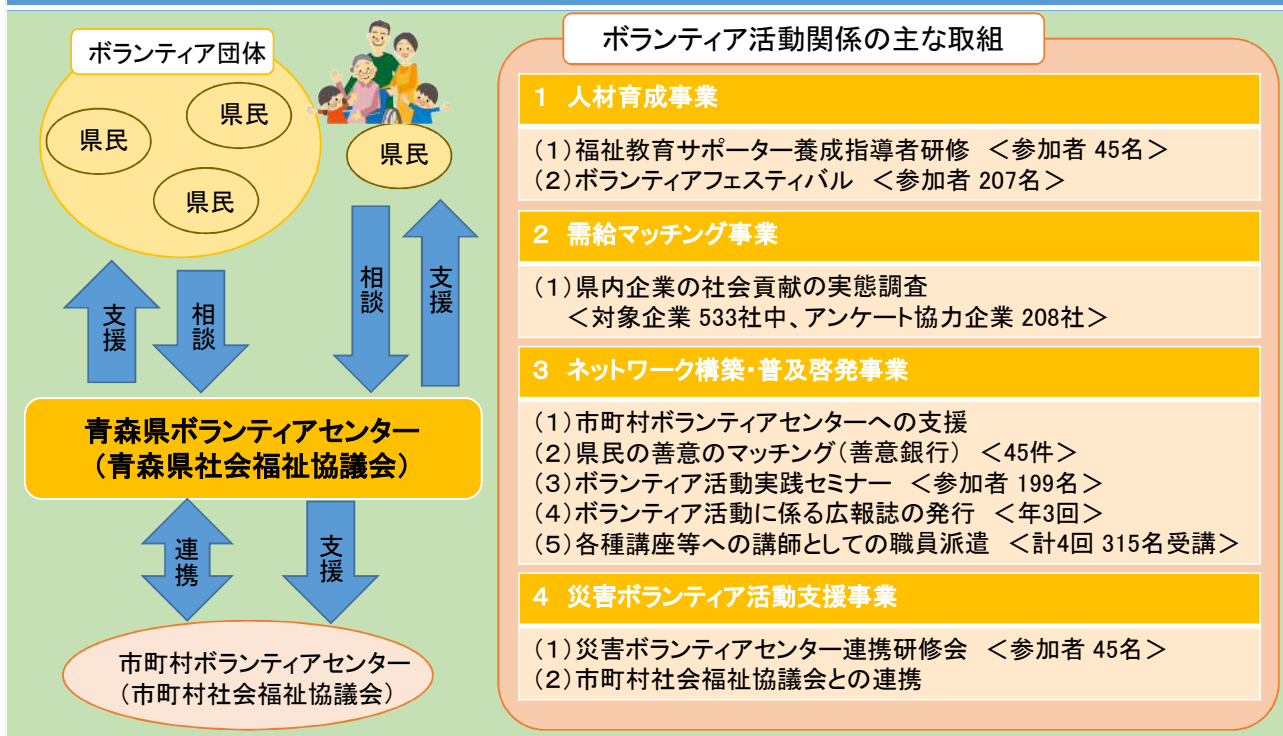
### 青森県地域福祉支援計画(平成24～28年度)の概念図



## 2 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）の概要

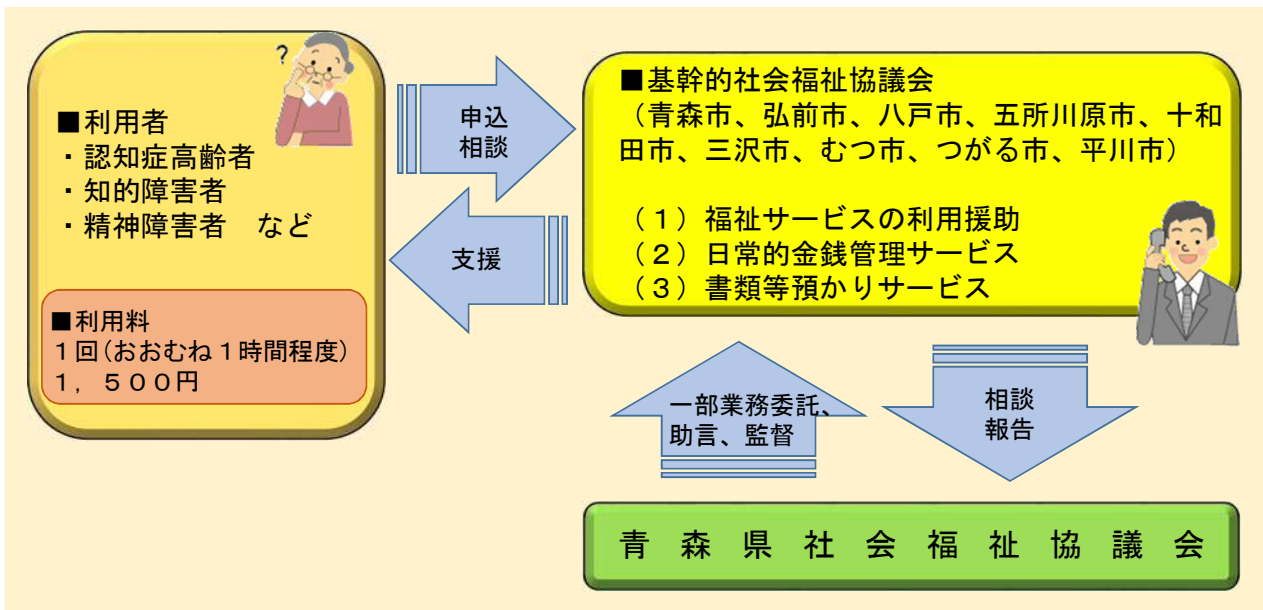
全県的なボランティア活動を普及・促進するため、青森県社会福祉協議会に青森県ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の充実に向けた適切な情報の提供と地域住民がボランティアに関わりやすい環境整備を行っている。

### 実施体制及び平成27年度の事業実施状況



## 3 日常生活自立支援事業の概要

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等の支援を行っている。



### 日常生活自立支援事業の実利用者数（平成27年度末）

(単位：人)

青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	合計
75	48	61	105	91	35	16	30	54	515



## 第3節 生活困窮者自立支援制度

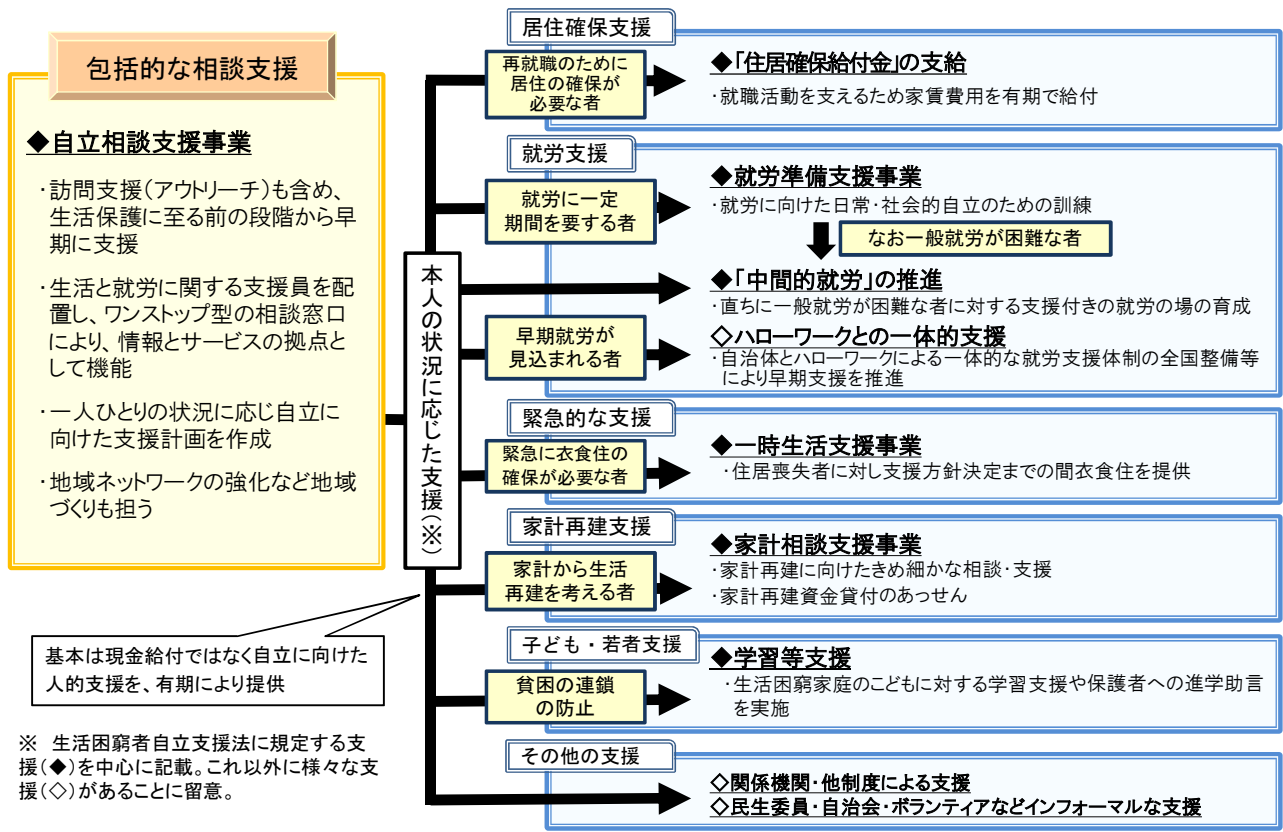
### (1) 生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

#### 生活困窮者自立支援法の概要

- 1. 自立相談支援事業の実施（法第4条）及び住居確保給付金の支給（法第5条）（必須事業）**
  - 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。  
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
  - 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。
- 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（法第6条）（任意事業）**
  - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
    - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
    - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
    - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
    - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
- 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定（法第10条）**
  - 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。
- 4. 費用**
  - 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
  - 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
  - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**
- 5. 施行期日** 平成27年4月1日

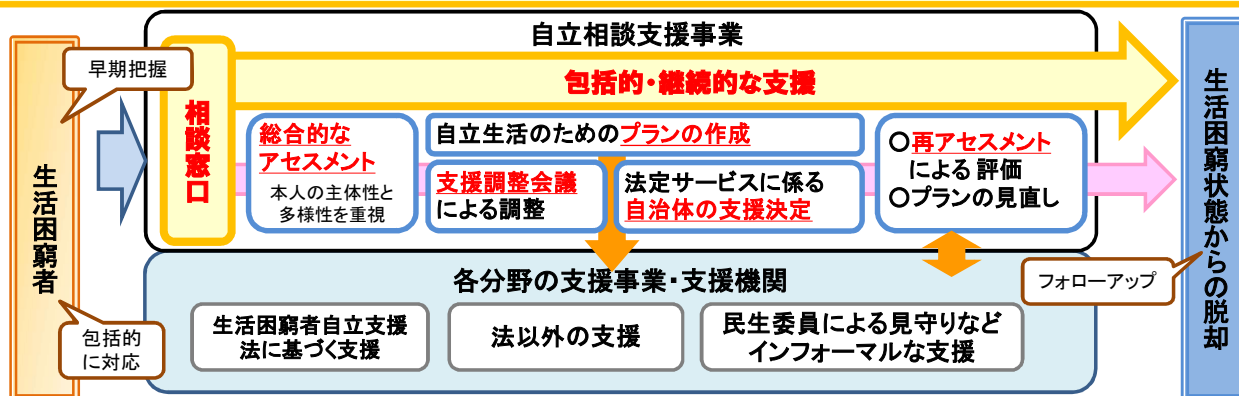
### (2) 生活困窮者自立支援制度の概要



※ 生活困窮者自立支援法に規定する支援(◆)を中心に記載。これ以外に様々な支援(◇)があることに留意。

### (3) 自立相談支援事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。  
※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



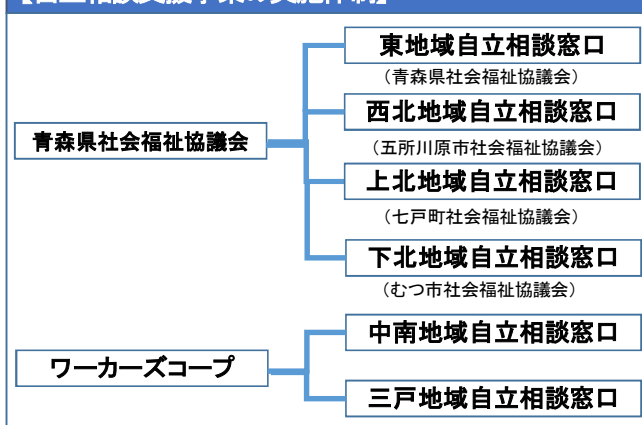
#### 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

### (4) 青森県における生活困窮者自立支援の取組

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人青森県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人ワーカーズコープに事業を委託し、生活に困窮している方からの相談に応じ、自立に向けた各種の支援を実施。

#### 【自立相談支援事業の実施体制】



#### 【他の生活困窮者関係事業の事業内容及びH27実績】

- 住居確保給付金の支給
  - ・離職等により住居を失った又は失うおそれのある方に対して、家賃相当分の支給を行う。
  - ・相談受付及び就労等支援業務は相談窓口が実施。
  - ・支給処理は県が実施。
  - ・受給者数: 2名
- 子どもの学習支援事業
  - ・生活困窮世帯の学習機会を確保し、高校進学率の向上を目指す。
  - ・特定非営利活動法人ワーカーズコープに委託して実施。
  - ・中南及び三戸の2地域12町村の小学4年生から中学3年生を対象。
  - ・参加者数: 33名、開催回数: 176回
- 家計相談支援事業
  - ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。
  - ・消費者信用生活協同組合に委託して実施。
  - ・平成28年度より事業開始。

#### 【自立相談支援事業のH27実績】

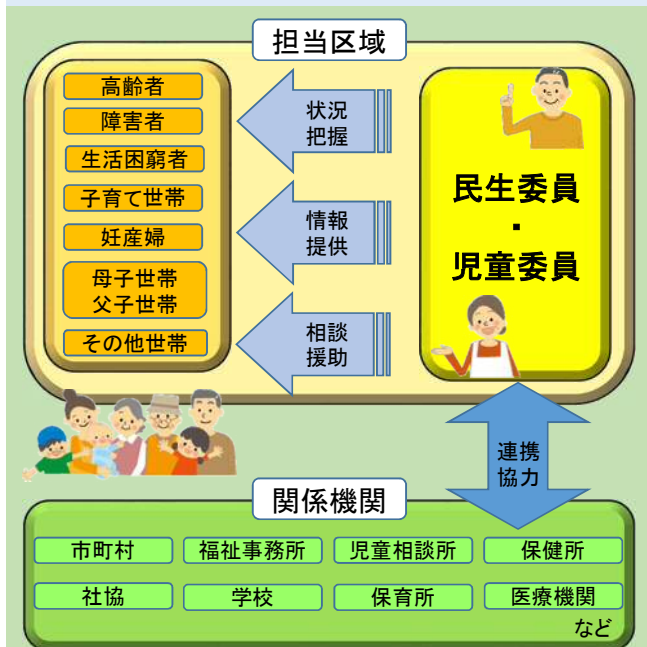
相談件数	プラン作成	新規就労対象者	就労・増収者
659件	152件	71人	47人

## 第4節 民生委員・児童委員

### 1 民生委員・児童委員の概要

民生委員は民生委員法に基づき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等の関係機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育てや母子保健に関する相談、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしている。

#### 民生委員の役割 <イメージ図>



#### 民生委員・児童委員の定数及び委嘱手続き

(1) 民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第4条の規定により都道府県の条例で定めることとされており、**本県の定数は2,756名**と定めている。

(2) 都道府県知事は、法第5条第1項の規定により、各市町村に設置された民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣に推薦し、これを厚生労働大臣が委嘱する。

(3) 都道府県知事から厚生労働大臣へ推薦するにあたっては、法第5条第2項の規定により、青森県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において、民生委員・児童委員候補者の審査を行っている。平成27年度は3回実施。

#### ■平成27年度の現員数及び欠員数

分科会開催日	民生委員数(人)	欠員数(人)	充足率(%)
H27.6.8	2,707	49	98.2
H27.10.26	2,707	49	98.2
H28.2.8	2,696	60	97.8

## 第5節 生活福祉資金

### 1 生活福祉資金貸付制度の概要

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、昭和30年度から実施。

#### 資金種類

##### 総合支援資金

失業者等が、生活を立て直すために継続的な相談支援と生活費を必要とする場合、自立に必要な経費を貸し付ける資金。(＜例＞生活支援費 単身の場合 貸付限度額: 月15万円以内)

##### 福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用に対して貸し付ける資金。(＜例＞福祉費 日常生活上一時的に必要な場合 貸付限度額: 50万円以内)

##### 教育支援資金

学校に入学又は修学するのに必要な経費に対して貸し付ける資金。(＜例＞教育支援費 低所得世帯で高等学校に就学する場合 貸付限度額: 月3.5万円以内)

##### 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり所有し住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、不動産を担保として生活費を貸し付ける資金。(＜例＞不動産担保型生活資金の場合 貸付限度額: 月30万円以内)

##### 臨時特例つなぎ資金

離職者を支援する公的制度を申請している、住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸し付ける資金。(＜例＞貸付限度額: 10万円以内)

#### 実施主体

都道府県社会福祉協議会  
(窓口業務等一部業務を市区町村社会福祉協議会に委託)

#### 貸付対象

低所得世帯、障害者の属する世帯、高齢者の属する世帯で、他から資金を融通することが困難で、貸付により自立した生活が見込まれる世帯。

#### 経費

##### ○原資

- ・補助率: 国(10/10)～国(1/2)
- ・不定期で交付(原資が不足した場合等)。
- ・3つの会計区分により管理されている
  - ①生活福祉資金会計
  - ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計
  - ③臨時特例つなぎ資金会計

##### ○事務費

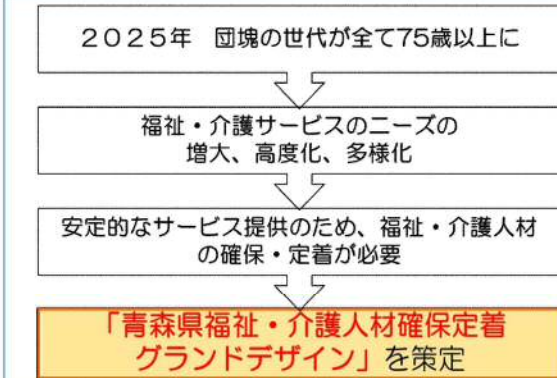
- ・補助率: 国(1/2)
- ・毎年交付

## 第6節 福祉マンパワーの確保

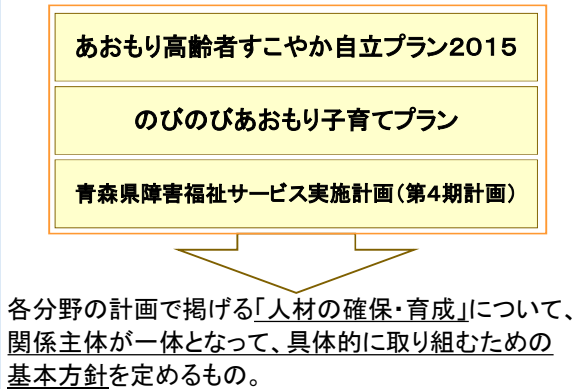
### 1 青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザインの概要

青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザインは、青森県の今後の福祉・介護人材の確保定着を総合的・計画的・かつ全県的な体制で推進していくため、その基本的な考え方と施策の推進の方向性を示すことを目的に策定。

#### 1 策定の趣旨



#### 2 性格、位置付け



#### 3 目標年次

平成37年(2025年)

※国の施策の状況変化や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、必要に応じて内容見直し

#### 4 推進・点検体制

高齢者福祉／児童福祉／障害者福祉の各分野で設置する協議会等において、具体的な取組を検討するとともに、目標の達成状況や事業の進捗状況等について点検・評価を実施

## 5 基本理念、目指す姿

### 基本理念

福祉・介護サービス事業所において「より魅力ある職場づくり」を進めることで、従事者がやりがいと誇りを持って働くことができる良質な雇用の場の増加と福祉・介護サービスの安定的な提供を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる青森県を目指します。

#### 1 福祉・介護事業者(=組織)の目指す姿

- 経営理念・目的が明確で、組織全体に共有されている。
- 介護報酬等の改定があっても十分に対応できる安定した経営基盤を持っており、業務の規模や内容に見合う人材の採用・確保も着実に行われている。
- 適材・適所の人事配置が行われており、円滑な人事異動が可能な一定規模の組織体制が確保されている。
- 職員の資格や能力に応じた組織的な人材育成・サポート体制が確保されている。
- 明るく風通しの良い組織で、現場から経営陣まで円滑にコミュニケーションが行われており、業務改善に取り組む風土が形成されている。



#### 2 福祉・介護従事者(=人材)の目指す姿

- やりがいと誇りを持って働き、日々の仕事に満足を感じている。
- 利用者にとっての満足や価値を考え、職員相互に業務の運営・改善に常に努めている。
- 良好なチームワークの構築に自らが関わっている。
- 上司から指示・指導を適時・適切に受けている。
- 職責・業務内容に見合った評価・待遇(賃金含む)を得ることができている。
- 将来の見通しを持つとともに、ライフステージに応じた多様な働き方や、柔軟な休暇取得等により、結婚・出産・育児・介護等しながら働くことができる。
- 意欲・能力に応じて、資格取得等によるキャリアアップができる。



#### 3 県民理解の拡大

- 福祉・介護に関する県民の理解が進み、福祉・介護業界のイメージが向上する。
- 福祉・介護業界への新規入職者及び再就業する潜在的有資格者が増える。
- 地域に開かれ必要とされる福祉・介護サービス事業所として、地域社会からの期待と信頼が高まる。





## 6 推進戦略

### 1 参入促進

- (1) **理解促進とイメージアップ**  
～福祉・介護の仕事の魅力を伝え、理解促進とイメージ向上を図ります。
- (2) **多様な人材の参入促進**  
～新卒者のほか、若者、中高年齢者、障害者、他産業からの転職者、在宅介護経験者等、未経験者も有資格者も含め、多様な人材の参入を促進します。
- (3) **人材採用への取組**  
～求職者が必要とする情報の公表、事業者の採用活動の強化等の取組を進めます。

### 2 労働環境・処遇の改善による定着促進

- (1) **事業所情報、人材確保・育成の取組の「見える化」推進**  
～介護サービス事業所認証評価制度や事業所情報の公表により、「見える化」を推進します。
- (2) **雇用管理改善の推進**  
～雇用管理改善により魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着促進を図ります。

### 3 資質の向上

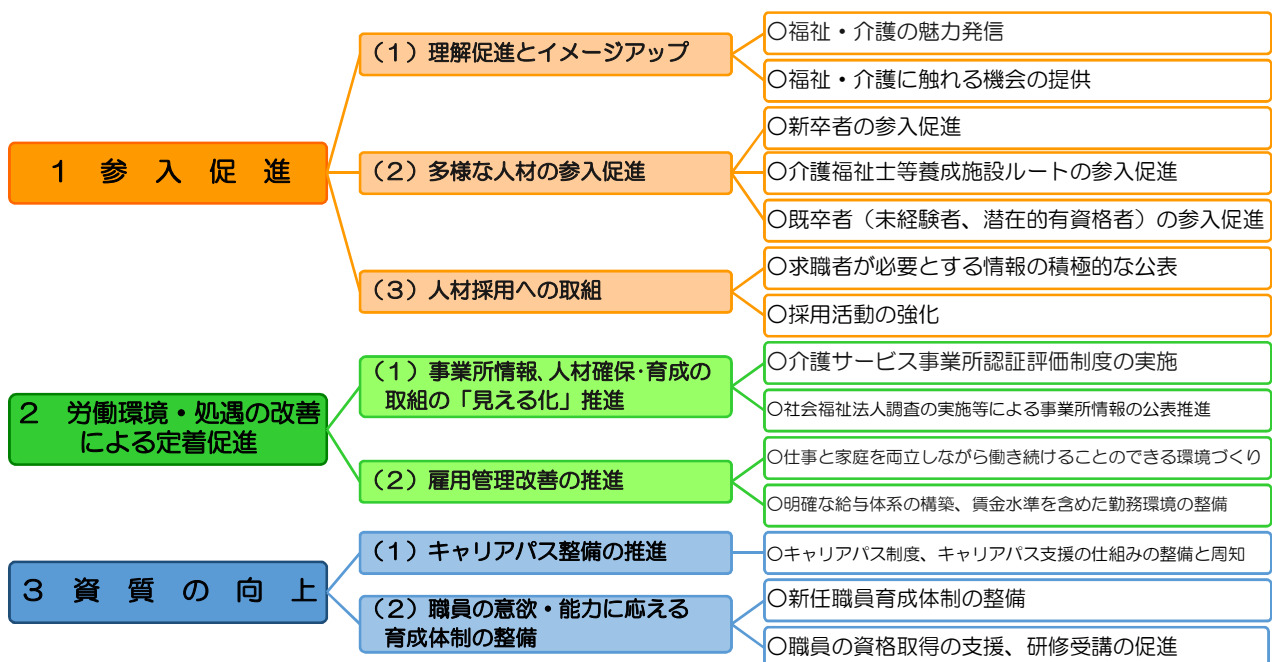
- (1) **キャリアパス整備の推進**  
～将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパス整備を推進します。
- (2) **職員の意欲・能力に応える育成体制の整備**  
～未経験者でも本人の意欲・能力に応じてキャリアアップができる環境を整備します。

#### 重点的な取組

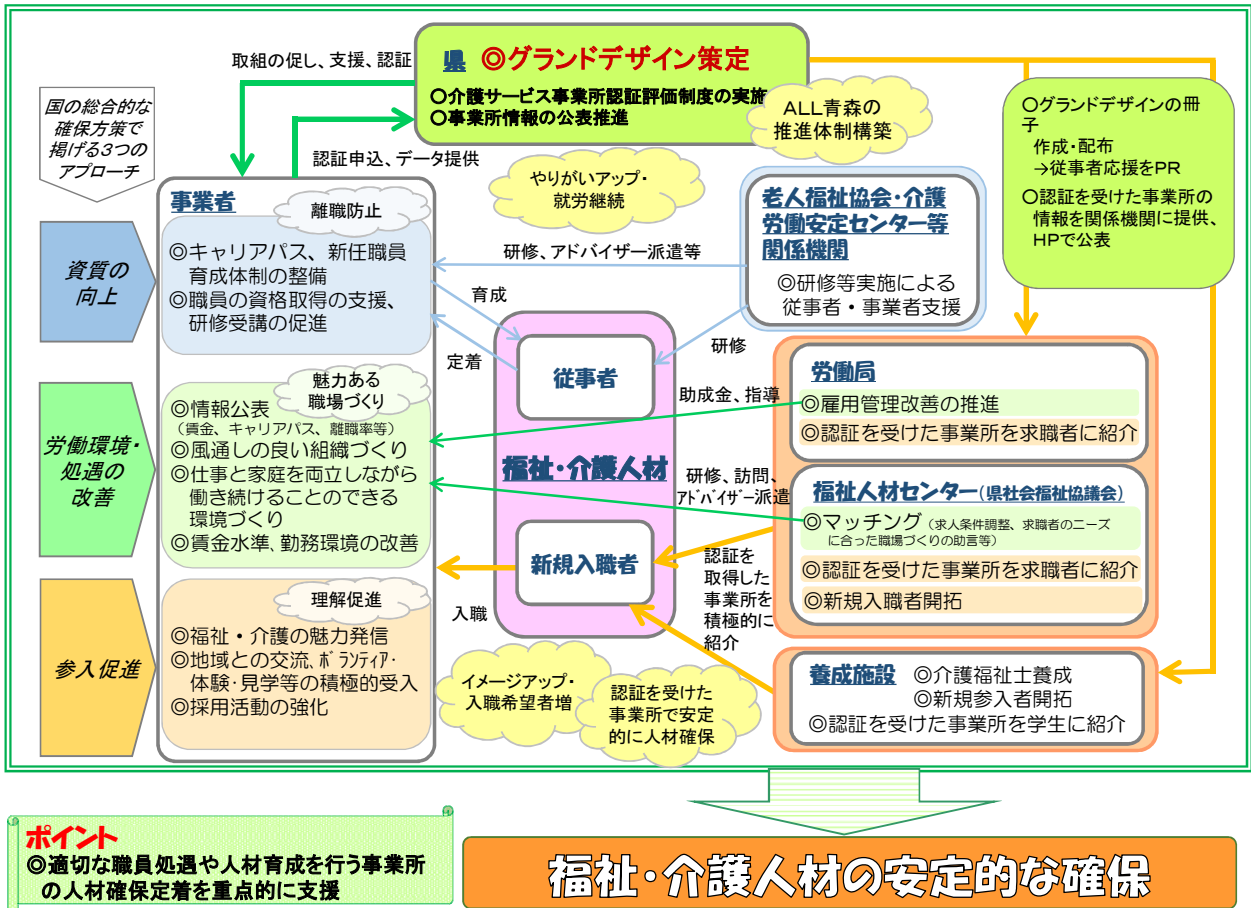
- ◎介護サービス事業所に対する認証評価の実施
- ◎事業所情報の公表推進

適切な職員処遇や人材育成を行う事業所の人材確保定着を重点的に支援

## 7 施策の体系



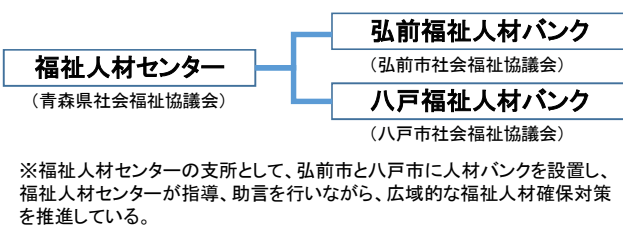
## 福祉・介護人材確保定着のイメージ



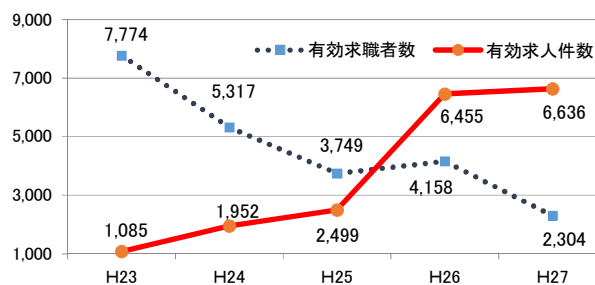
## 2 青森県福祉人材センターの概要

社会福祉事業等の福祉マンパワー確保対策を総合的に推進するため、社会福祉法第93条第1項に基づき、平成5年3月に青森県福祉人材センターを設置し、青森県社会福祉協議会に運営を委託している。

### 【実施体制】



### 【福祉人材センターにおける有効求職者数・有効求人件数の動向】



※H25以降、有効求人件数が有効求職者数を上回っており、新規求職者の確保が課題となっている。

### 【事業内容及びH27実績】

#### ○無料職業紹介事業の実施

・求人事業所、求職者の登録、紹介

求人相談	求職相談	紹介	採用
1,552件	1,217件	162件	105件

#### ○社会福祉事業経営者に対する相談・援助

・福祉施設経営相談（経営、労務、会計・税務、法律等。延べ61件）  
 ・福祉職場内環境整備研修（離職防止環境整備研修会、メンタルヘルス研修会開催、146名参加）

#### ○社会福祉事業従事希望者への説明会、講習会

・福祉の仕事相談フェア（3回開催、100名・76事業所参加）  
 ・養成校における求人事業所ガイダンス（5回開催、106名・61事業所参加）  
 ・福祉初級講座（中高生・一般対象、3回開催、35名参加）

#### ○社会福祉事業従事者への研修

・福祉職員キャリアパス対応生涯研修（新任／中堅／チームリーダー対象、計3回開催、294名参加）  
 ・職場内研修担当者研修会（80名参加）  
 ・通所サービスにおけるコミュニケーション技法研修（2回開催、115名参加）

#### ○福祉に対する啓発・広報

### 3 福祉・介護人材確保対策事業(地域医療介護総合確保基金)

#### 【事業の趣旨】

##### <現状>

- ・高齢化、世帯構成の変化等による福祉・介護ニーズの拡大
- ・介護福祉士養成施設等の定員割れ、新規参入者の減
- ・福祉・介護従事者の離職率は高い
- ・介護福祉士資格取得者の4割以上は介護の仕事に従事せず



##### <課題>

**質の高い福祉・介護人材の  
緊急的な確保を図る。**



#### 【事業内容及びH27実績】

事業名	事業内容	H27実績
(1)福祉・介護人材参入促進事業	福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝える福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な確保を図る。	○公開講座・セミナー・出前講座開催(13回、1,061名参加) ○学生等を対象とした職場体験実施(143名、延べ299日受入)
(2)潜在的有資格者等再就業促進事業	資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者等に対し、研修や職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進する。	○職場体験実施(15名、延べ54日受入) ○福祉施設就労支援・体験講習会開催(6回、40名参加)
(3)福祉・介護人材マッチング機能強化事業	キャリア支援専門員による施設・事業所等における詳細な求人ニーズの把握、求職者の適性の確認及び紹介、就業後の適切なフォローアップを行い、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図る。	○巡回相談(施設訪問し人材確保・環境改善等に助言、88ヶ所) ○就業後のフォローアップ(31件)
(4)福祉・介護人材キャリアパス支援事業	適切なキャリアパスの確保及びスキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図る。	○介護福祉士国家試験対策講習会開催(3回、217名参加) ○スキルアップのための研修会開催(10回、561名参加)
(5)福祉・介護人材確保対策事業	青森県福祉・介護人材確保定着推進協議会を開催し「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」を策定する。また、福祉施設と高等学校の意見交換会や事業所の採用力向上のためのセミナー等を開催し、人材確保を図る。	○福祉施設・養成校・高等学校の意見交換会開催(県内6地区、148名参加) ○福祉人材確保セミナー・研究会(4回開催、73名参加)

### 4 社会福祉関係職員の研修

#### (1) 研修の基本方針

行政機関職員については、社会環境の変化や制度改正の動向を常に把握して、福祉関係の業務を円滑に行っていくための能力・技能を備えることが求められており、また、社会福祉施設職員等については、福祉サービス利用者のニーズを的確に把握し、ニーズにあった質の高いサービスを提供することが求められている。

このため、「人間性豊かで、専門性と実践力を兼ね備えた社会福祉従事者の育成」に重点を置いた社会福祉研修を実施し、時代の要請に対応できるような職員の育成と資質の向上を図る。

#### (2) 平成27年度研修講座の内容①(平成20年度～ 青森県立保健大学に業務委託)

研修名	時期	対象者	研修名	時期	対象者
社会福祉行政新任職員研修	4/17	福祉行政機関の新任職員	社会福祉施設職員経理研修(保育所)	6/23	保育所の経理担当職員
老人福祉施設新任職員研修	4/27	老人福祉施設の新任職員	社会福祉施設職員経理研修(保育所以外)	6/24	社会福祉施設(保育所以外)の経理担当職員
保育所新任保育士研修	5/14	新任保育士	保育所セミナー	9/3	保育所の保育士
障害児・者福祉施設新任職員研修	5/13	障害児・者福祉施設の新任職員	社会福祉行政職員セミナー	7/17	福祉行政機関職員
高齢者支援セミナー	6/8・22	老人福祉施設職員	食の安全セミナー	7/14	社会福祉施設の給食担当職員

## (2) 平成27年度研修講座の内容②(平成20年度～ 青森県立保健大学に業務委託)

研修名	時期	対象者	研修名	時期	対象者
社会福祉施設職場研修担当者研修	7/23・24	社会福祉施設職場研修担当職員	障害児・者支援セミナー	10/16	障害児・者福祉施設の職員
社会福祉トップセミナー	8/22	福祉行政機関の長、社会福祉施設の長等	社会福祉援助技術研修	11/13・20	社会福祉施設職員
社会福祉施設中堅・指導的職員研修	8/24 9/7・8	社会福祉施設の中堅・指導的職員	カウンセリング研修(初級)	11/26	福祉行政機関、地域包括支援センター職員等
子ども・家庭福祉担当職員セミナー	9/25	児童福祉を担当する行政職員、児童施設及び保育所職員	カウンセリング研修(中級)	11/27	福祉行政機関、地域包括支援センター職員等
社会福祉施設看護職員研修	9/18	社会福祉施設の看護職員	セーフティーネットフォーラム	2/17	自治体職員、社会福祉関係職員、一般県民
保育所新任保育士フォローアップ研修	10/6	新任保育士で、原則として5月に大学にて開催した新任保育士研修を受講した方	社会福祉主事資格認定講習会	5/25 ~ 11/25	行政職員、民間法人勤務者
生活保護従事職員・査察指導員研修	9/10	査察指導員・中堅職員			

## 第7節 社会福祉法人及び社会福祉施設

## 1 社会福祉法人

## 社会福祉法人とは

- 学校法人、宗教法人等と同様に旧民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
- 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、①自主的な経営基盤の強化②福祉サービスの質の向上③事業経営の透明性の確保を図る必要がある(法第24条)。

## 社会福祉法人の基本的な性格

- 社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に(最終的には国庫に)帰属しなければならない(非営利性)。

## 社会福祉法人に対する規制

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持ち分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。
- 事業からの収益は、社会福祉事業(又は一部の公益事業)のみに充当する。
- 資産保有(原則不動産の自己所有)、組織経営(親族利害関係人の要件等)の在り方に一定の要件がある。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。補助金等を受けた場合には、これに加え、不適当な予算の変更勧告、役員解職勧告等を受ける。

## 社会福祉法人に対する優遇措置

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。
- 法人税、固定資産税、寄附税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度がある。



## 2 社会福祉施設

### 主な施設種別

- 生活保護施設・・・救護施設 など
- 老人福祉施設・・・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム など
- 児童福祉施設・・・保育所、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、幼保連携型認定こども園（認定こども園法）など
- 障害者支援施設・・・障害者支援施設 など

## 3 社会福祉施設等指導監査

### 一般指導監査

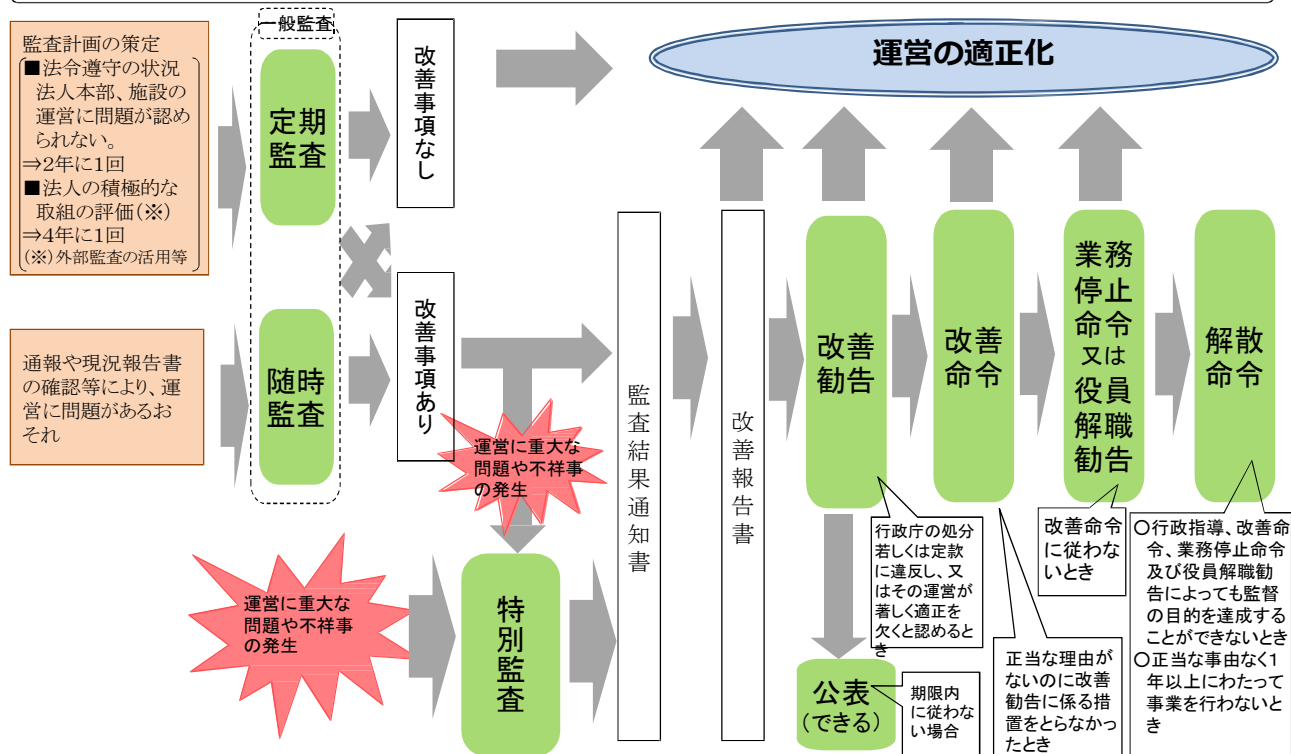
- ・ 集団指導並びに実地監査及び書面監査により、原則として年1回以上実施。
- ・ 前年度における指導監査の結果、適正な運営が概ね確保されている場合は、2年に1回実施（児童福祉施設を除く）。
- ・ 実地監査を行わない年には、書面監査を実施（社会福祉法人及び保護施設を除く）。
- ・ 社会福祉施設等指導監査実施要領に定める「評価基準」を満たす場合は、4年に1回実施（社会福祉法人のみ）。

### 特別指導監査

- ・ 一般指導監査の結果、特別に監査の必要があると認められた施設等及び運営上特に指導を要する認められる施設等を対象に随時実施

## 社会福祉法人に対する監督について

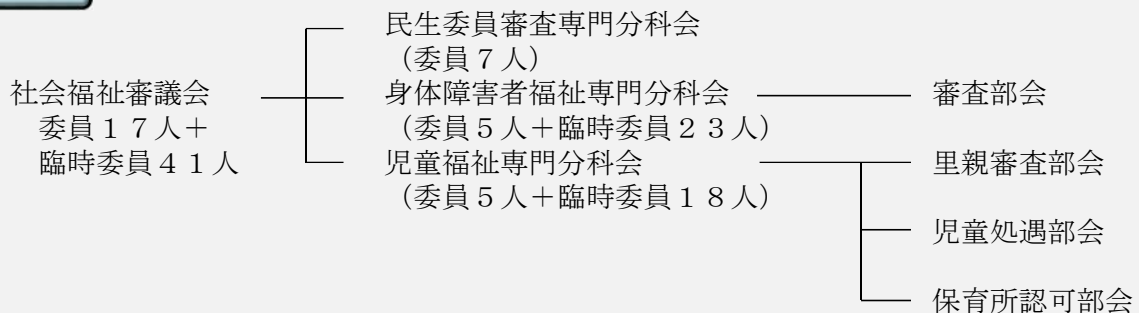
■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおりとなっている。



#### 4 青森県社会福祉審議会の概要

社会福祉に関する事項の調査審議、答申及び関係行政庁に対する意見の具申を行う附属機関として、社会福祉法及び青森県附属機関に関する条例の規定に基づき県に社会福祉審議会を設置している。

##### 組織



- 民生委員審査専門分科会  
民生委員の適否に関する調査審議を行う。
- 身体障害者福祉専門分科会  
身体障害者の福祉に関する調査審議を行う。
- 児童福祉専門分科会  
児童福祉、母子家庭の福祉、母子保健及び知的障害者の福祉に関する調査審議を行う。

##### 委員構成

- 社会福祉審議会の委員は、県議会の議員、社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから知事が任命する。

##### 委員の任期

- 社会福祉審議会の委員の任期は3年。  
※現在の委員の任期は、平成28年9月1日～平成31年8月31日まで

##### 平成27年度の開催状況

- 審議会：0回
- 民生委員審査専門分科会：3回
- 身体障害者福祉専門分科会審査部会：書面審査14回
- 児童福祉専門分科会里親審査部会：会議2回、書面審査1回、同児童処遇部会：1回、同保育所認可部会：会議4回

## 第8節 生活保護制度の概要

### 1 生活保護制度

#### 生活保護制度とは

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる)。

#### <支給される保護費>

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定する。

#### <保護の種類と内容>

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算がある(母子加算、障害者加算等)。
アパートの家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な費用	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給



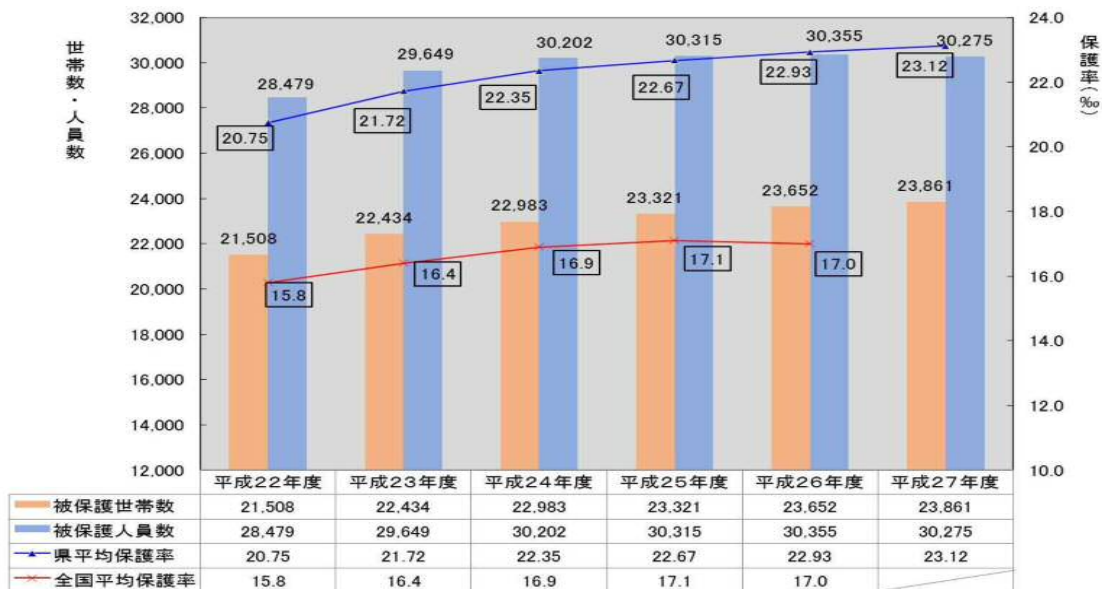
## 2 本県の現状について

### 近年の動向

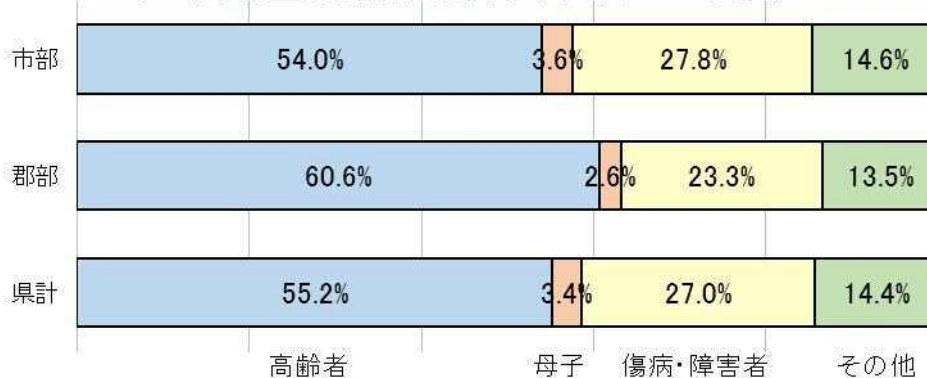
平成27年度の本県の月平均被保護世帯数は23,861世帯、被保護実人員は30,275人、保護率(人口千人に対する被保護実人員の割合)は23.12%である。

青森県内の被保護世帯数、被保護実人員及び保護率は、昭和60年度から減少傾向にあり、被保護世帯数については平成8年度から、また、被保護実人員及び保護率については平成10年度から増加に転じたが、平成27年度は被保護実人員に減少が見られた。

また、高齢者世帯の増加が顕著であり、平成25年度から被保護世帯の半分以上を占めている。



### 世帯類型別構成割合(平成27年度)



	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	計
市部	10,586 54.0%	701 3.6%	5,454 27.8%	2,863 14.6%	19,604
郡部	2,581 60.6%	110 2.6%	993 23.3%	573 13.5%	4,257
県計	13,167 55.2%	811 3.4%	6,447 27.0%	3,436 14.4%	23,861

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。



## 第9節 戦没者等の援護に関する業務

### 1 旧軍人・軍属等への援護

#### (1) 旧軍人・軍属の恩給

○公務員（旧軍人等）が相当年限勤務して退職したとき、公務のためにけがをしたり病気にかかったとき、公務のために死亡したときに、国が使用者として年金給付を行う。



公務員の退職後又は遺族の生活の支え

#### 恩給法による軍人・軍属とは

軍人：陸海軍の現役、予備役などの兵役にあった兵から大将までのすべての軍人  
 軍属：旧陸海軍部内の文官や警察監獄職員

#### 恩給の種類

軍人恩給(年功に係る給付)		傷病恩給(傷病に係る給付)	
本人給付	遺族給付	本人給付	遺族給付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通恩給</li> <li>・一時恩給</li> <li>・一時金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通扶助料</li> <li>・一時扶助料</li> <li>・遺族一時金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加恩給</li> <li>・傷病年金</li> <li>・特例傷病恩給 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務扶助料</li> <li>・増加非公死扶助料</li> <li>・特例扶助料 など</li> </ul>

#### (2) 軍歴証明

○公務員共済組合法等による軍人期間の通算に関する軍歴証明書を交付する。（陸軍のみ）



叙位・叙勲のための履歴を証明する。  
遺族が戦没者の経歴を知ることができる。

### 2 戦没者遺族の援護

#### (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

○旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の死亡等に関し、亡くなられた方の遺族に遺族年金・遺族給与金及び弔慰金等を支給する。



国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。

#### (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

○恩給法による公務扶助料等、援護法による遺族年金等の受給権を有する戦没者の妻に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。

額面：200万円から20万円  
 償還期間：10年

#### (3) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

○戦没者が死亡したことにより、氏を同じくする子も孫もいなくなった父母又は祖父母に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。

額面：100万円から10万円  
 償還期間：5年

### (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

○戦没者等に関し、一定の日（基準日）における恩給法に規定する公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者特別援護法に規定する遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する者がいない遺族1名に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別弔慰金を支給する。



先の大戦で国に殉じた  
軍人・軍属等の方々に  
思いをいたし国として  
改めて弔慰の意を表す  
る。

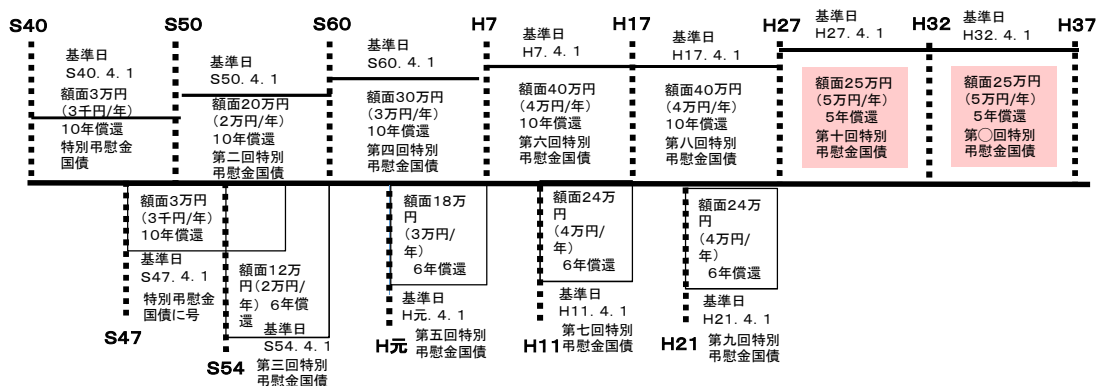
※法定受託事務により、特別弔慰金の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づき、原則、戦没者等の死亡当時の 本籍地の都道府県知事が行う。

#### これまでの経緯

- ・昭和40年（戦後20周年）に制度が創設され、以後、昭和50年（戦後30周年）、昭和60年（戦後40周年）、平成7年（戦後50周年）、平成17年（戦後60周年）といった機会に、10年償還の特別弔慰金を支給。
- ・また、特例的に、中間年（昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年、平成21年）においても、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し、6年償還（昭和47年は10年償還）の特別弔慰金を支給されている。

#### 平成27年改正の特別弔慰金

- ・戦後70周年に当たる平成27年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正（平成27年4月1日施行）し、特別弔慰金を支給する。（第十回特別弔慰金）
- ・遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額し、5年償還の国債を5年ごとに2回交付する。



#### 第十回特別弔慰金の請求について

##### 《支給対象者》

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において恩給法による公務扶助料や特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金や遺族給与金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方。
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹  
注）戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わる。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族  
注）戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限る。

##### 《支給内容》

額面25万円、5年償還の記名国債

##### 《請求期間》

前述の支給対象者がいる場合、平成27年4月1日から平成30年4月2日までの間に、市町村援護担当課において請求手続きを行う。

**(5) 戦没者遺族相談員**

○戦没者の遺族の生活等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行う。  
 本県では19人が厚生労働大臣の委託を受けて配置されている。



戦没者遺族の福祉の増進を図る。

**(6) 戦没者の慰霊事業**

○戦没者等を慰霊するため、県戦没者追悼式を挙行するとともに、各機関等の主催する慰霊祭や追悼式に参列する。

- ①全国戦没者追悼式への参列  
 (国主催：8月15日)
- ②青森県戦没者追悼式の挙行  
 (県主催：8月下旬)
- ③沖縄みちのくの塔慰霊祭への参列  
 (青森県遺族連合会主催：11月11日)
- ④各市町村等が実施する慰霊祭への参列



戦没者等の御霊を追悼し平和を祈念する。

**3 戦傷病者の援護**

**(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護**

○旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の負傷等に関し、障害がある方に障害年金、障害一時金を支給する。

**(2) 戦傷病者特別援護法による援護**

○公務員であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付等を行う。  
 例) 更生医療の給付、補装具の支給・修理など

**(3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護**

○恩給法等に規定する第5款以上の障害を有し、恩給法による増加恩給等や援護法による障害年金等の給付を受けている戦傷病者等の妻に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。



国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。

額面：100万円から5万円  
 償還：10年又は5年

**(4) 戦傷病者相談員**

○戦傷病者の更生等の相談に応じ、戦傷病者の援護のために必要な指導等を行う。  
 本県では13人が厚生労働大臣の委託を受けて配置されている。



戦傷病者の福祉の増進を図る。

## 4 中国帰国者等の援護

### (1) 中国等からの帰国者

○昭和47年9月29日の日中国交回復以後、戦後中国に残留した日本人の帰国が逐次行われ、また平成元年度からは、ロシア連邦のサハリン等からも残留日本人の帰国が行われている。帰国者に対しては、国及び県が帰国に伴う諸経費の援助を行う。

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進する。

### (2) 中国残留邦人等への生活支援

○長期にわたり中国等に残留せざるを得なかったため、永住帰国後も年金の支給を受けられない事態が生じているという事情を踏まえ、経済的支援を行う。

#### ① 満額の老齢基礎年金の支給

満額の老齢基礎年金の受給を可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を一時金として支給する。

#### ② 支援給付制度

生活保護法の規定の例による金銭給付等を行う。

(3) 参照

#### ③ 配偶者支援金制度

中国残留邦人等の永住帰国前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分の2相当額）を支給する。

中国残留邦人等の老後生活の経済的安定を図る。

### (3) 支援給付等

○特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額が、生活保護法の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において支援給付を行う。

中国残留邦人等の老後生活の経済的安定を図る。

#### 支援給付等の主な種類

- ・生活支援給付：日常の生活に必要な食費や光熱水費、衣類などの費用
- ・住宅支援給付：家賃など住居に関する費用
- ・医療支援給付：病院などの医療機関における診療費や通院費
- ・介護支援給付：介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用
- ・その他：出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付

### (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

○中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する各種の事業を行う。

#### ① 地域における支援ネットワーク事業

(各種研修会等への参加、支援連絡会の設置等)

#### ② 自立支援通訳等派遣事業

#### ③ 地域生活支援プログラム事業

(各種交流会・研修会等への参加費の支給等)

中国残留邦人等が自立し地域の一員として暮らすことができるよう支援する。



## 第10節 県立保健大学

### 1 法人の概要

県立保健大学は、急速な人口の高齢化等、社会構造の変化や生活水準の向上に伴い、保健医療、福祉に対するニーズが高度化、多様化し、これまで以上に高度な専門的知識及び豊かな情操を兼ね備えた人材が必要とされていることから、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、幅広い領域で人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材を育成し、本県の保健・医療・福祉の進展を図るため、平成11年4月に開学した。

また、平成20年4月には、公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、公立大学法人へ移行した。

項目	内容	
法人名	公立大学法人青森県立保健大学	
所在地	青森市大字浜館字間瀬58-1	
設立認可年月日	平成20年3月24日	
設立登記年月日	平成20年4月1日	
沿革	平成11年4月	青森県立保健大学開学 (看護学科・理学療法学科・社会福祉学科)
	平成15年4月	大学院修士課程開設
	平成17年4月	修士課程⇒博士前期課程(改組) 大学院博士後期課程開設
	平成20年4月	公立大学法人に移行
		栄養学科開設
		理学療法学科[入学定員20名→30名(10名増)] 社会福祉学科[入学定員40名→50名(10名増)]

健康科学部		
在学生	931名	(平成28年度入学者232名)
内 訳	看護学科	437名 (入学定員100名、第3年次編入学定員10名)
	理学療法学科	132名 (入学定員30名、第3年次編入学定員2名)
	社会福祉学科	226名 (入学定員50名、第2年次編入学定員4名)
	栄養学科	136名 (入学定員30名、第2年次編入学定員3名)
学位	学士(看護学、理学療法学、社会福祉学、栄養学)	
卒業後の資格	看護学科	看護師、保健師及び助産師国家試験の受験資格付与
	理学療法学科	理学療法士国家試験の受験資格付与
	社会福祉学科	社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の受験資格付与
	栄養学科	栄養士及び栄養教諭一種の免許並びに管理栄養士国家試験の受験資格付与

注) 在学生数は、平成28年5月1日現在。

保健・医療・福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健・医療・福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成15年4月1日に大学院を開設し、修士課程を設置した。平成17年4月1日には、修士課程を博士前期課程に改組し、新たに博士後期課程を設置した。

大 学 院		
研究科名	健康科学研究科	
専攻	健康科学専攻	
課程	博士前期課程	(修業年限2年)* 特例:長期在学コース(3年)
	博士後期課程	(修業年限3年)
在学生	44名	(平成28年度入学者 博士前期7名、博士後期6名)
内 訳	博士前期課程	23名 (入学定員10名)
	博士後期課程	21名 (入学定員4名)
学 位	博士前期課程	修士(健康科学、社会福祉学、看護学)
	博士後期課程	博士(健康科学)
その他	夜間、土曜日、夏季・冬季休業中にも開講するなど社会人が在職のまま修学できるよう配慮。	

注) 在学生数は、平成28年5月1日現在。

## 2 第2期中期目標(目標期間:平成26年度~平成31年度の6年間)

### 理 念

青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。

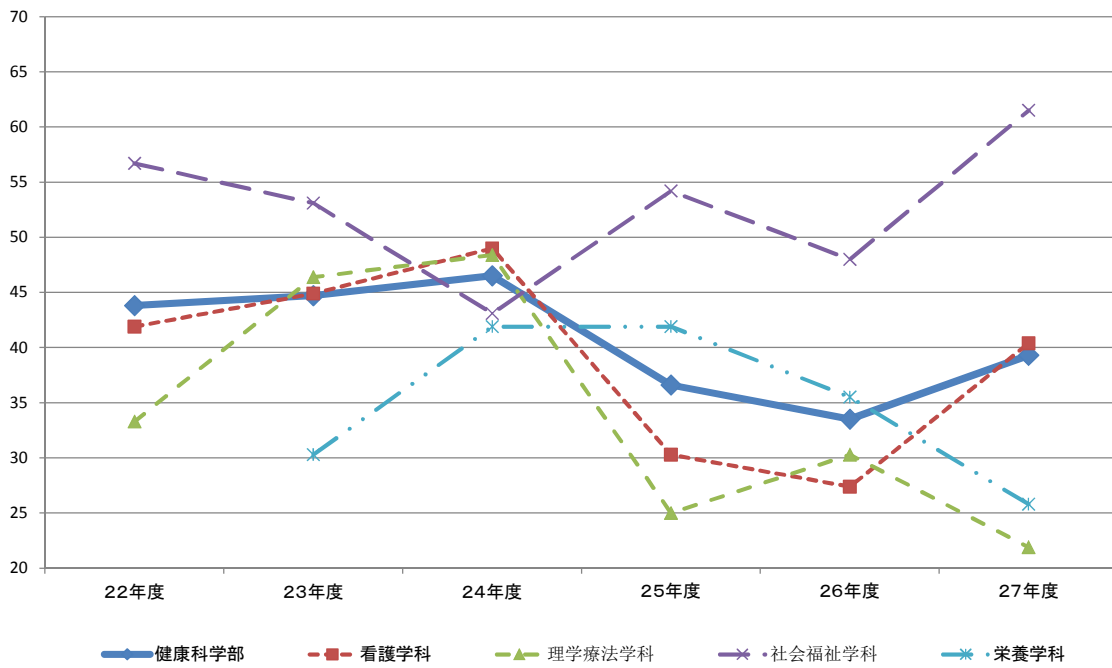
### 使 命

- 1 大学の教育理念にふさわしい学生を受け入れ、より質の高い学術を教授研究するとともに、人間性豊かでグローバルな視点を持ち、かつ、地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を育成する。
- 2 保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する。

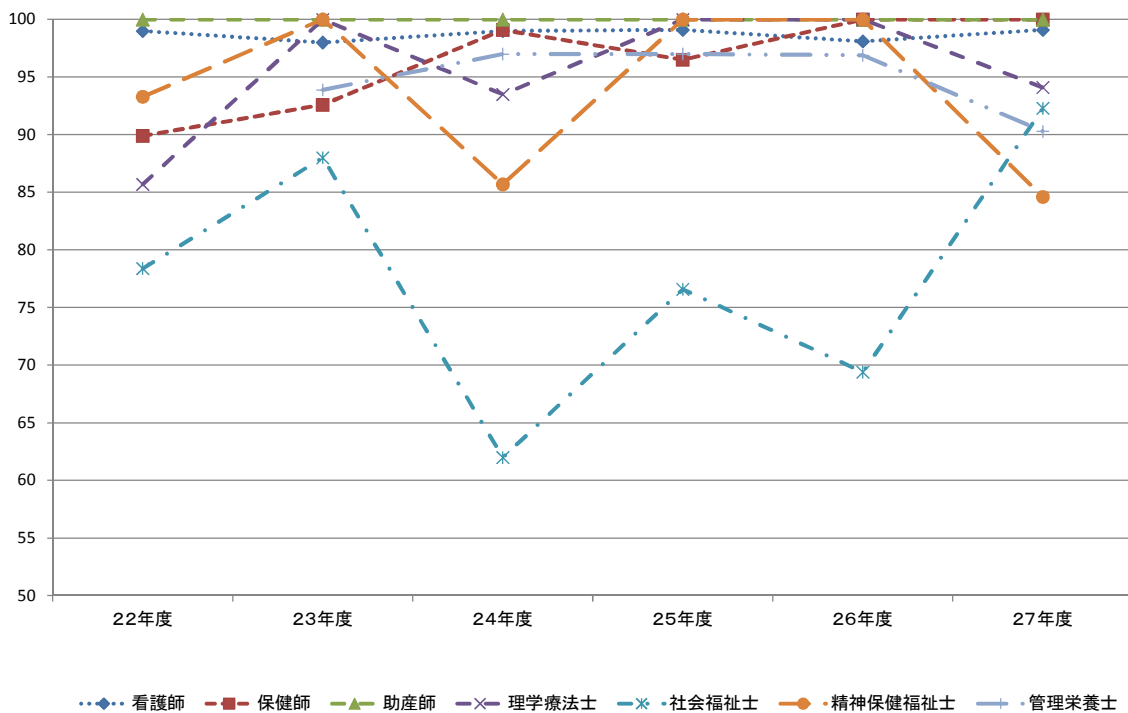
### 基本姿勢

学生がヒューマンケアの学びを通して主体的に考え行動するよう、学生の人間の成長を培う教育に取り組むとともに、全学が一体となって大学の専門分野である保健、医療及び福祉の知識を生かし、地域における知の拠点として地域課題の解決に取り組む。

### 3 県内就職率



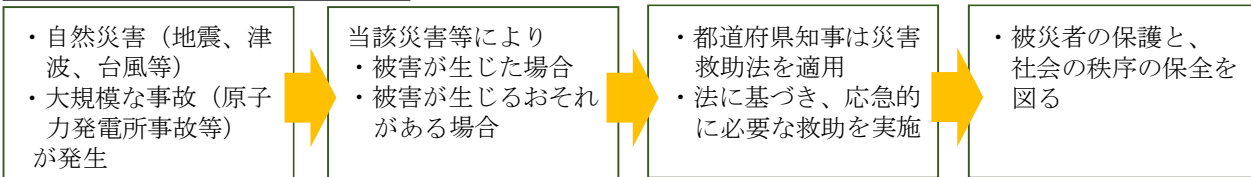
### 4 国家試験合格率



## 第11節 災害救助等

### 1 災害救助等の概要

#### (1) 災害救助法の適用



#### (2) 法による救助の実施

・災害救助法による救助は県知事が行い、市町村長がこれを補助するが、救助の迅速性・的確性を図るために、事務の一部を県から市町村長に委任することができる。

<救助の種類>

① 避難所、応急仮設住宅の供与	⑥ 住宅の応急修理
② 食品の給与及び飲料水の供給	⑦ 学用品の給与
③ 被服、寝具その他生活必需品の給与等	⑧ 埋葬
④ 医療及び助産	⑨ 死体の捜索及び処理
⑤ 被災者の救出	⑩ 土石等の障害物の除去

<救助の程度、方法及び期間>

・内閣総理大臣が救助の種類毎に定める基準による。

#### (3) 災害弔慰金等の支給

・災害救助法の適用と連動して市町村が実施する支援。

① 遺族への災害弔慰金の支給  
② 重度の障害を負った方への災害障害見舞金の支給  
③ 被災者への災害援護資金の貸付け

#### (4) 青森県の災害救助法適用状況

・青森県では、災害救助法が制定された昭和22年から平成27年度まで、98回の災害救助法適用災害が発生している。

<直近の適用災害>

年度	災害名	適用市町村	救助費用額
平成22年度	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494千円
平成23年度	台風15号	南部町	1,035千円
	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584千円

### 2 災害救助基金及び災害救助用備蓄物資

- ・災害救助法を適用して救助を実施する場合の費用等に充てるため、県は災害救助法の規定に基づき、災害救助基金を積み立てている。
- ・備蓄物資については、災害救助法の適用がない災害であっても、県の「災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱」に基づき救助に使用することとしている。

基金の種類 (H28.4.1現在)	現金	備蓄物資	計
金額	504,875,740円	39,800,800円	544,676,540円
内容	定期預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布 (13,500枚)</li> <li>・タオルケット (12,000枚)</li> <li>・バスタオル (12,000枚)</li> <li>・タオル (5,000枚)</li> <li>・ろうそく (8,000個)</li> </ul>	



## 第12節 平成27年青森県人口動態統計(概数)の概況

### 調査結果のポイント

#### 1 自殺者数・自殺率 過去最多の平成15年から半減

自殺者数 H26: 270人 → H27: 267人(▲3人) 自殺率 H26: 20.5(12位) → H27: 20.5(10位) (同数)  
(※H15: 576人)

#### 2 合計特殊出生率 3年連続で上昇

H25: 1.40(37位) → H26: 1.42(36位)(0.02ポイント増) → H27: 1.43(36位)(0.01ポイント増) ※全国平均H27: 1.46

#### 3 死亡数・死亡率 死亡総数は増加

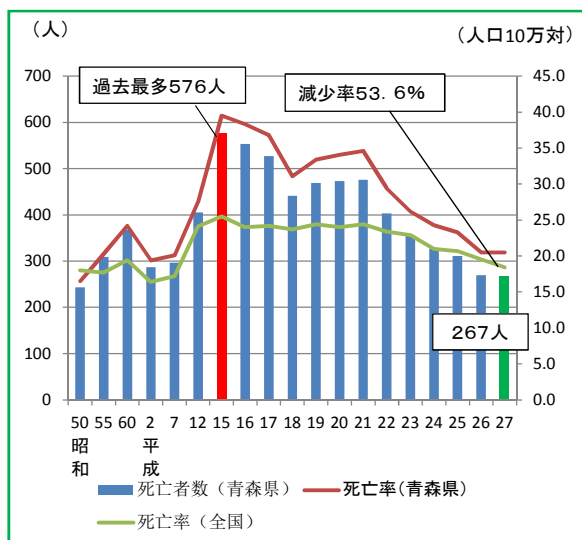
死亡総数 H26: 17,042人 → H27: 17,149人(107人) 死亡率 H26: 12.9(7位) → H27: 13.1(5位)  
 ○悪性新生物による死亡数 H26: 5,002人 → H27: 5,035人(33人) 死亡率 H26: 379.5(2位) → H27: 385.8(2位)  
 ○心疾患 H26: 2,584人 → H27: 2,582人(▲2人) 死亡率 H26: 196.1(13位) → H27: 197.9(12位)  
 ○肺炎 H26: 1,742人 → H27: 1,765人(23人) 死亡率 H26: 132.2(7位) → H27: 135.2(5位)  
 ○脳血管疾患 H26: 1,746人 → H27: 1,704人(▲42人) 死亡率 H26: 132.5(6位) → H27: 130.6(6位)

#### 4 乳児・新生児・周産期死亡率(5年単位比較) 長期的には減少傾向

	乳児死亡率	新生児死亡率	周産期死亡率
平成18～22年	2.65	1.58	5.03
平成23～27年	2.16(▲0.49)	1.13(▲0.45)	3.79(▲1.24)

## ○自殺者数は過去最多の平成15年から半減

- ・平成26年: 270人 → 平成27年: 267人(▲3人)
- ・平成15年(本県の自殺者が過去最多): 576人 → 平成27年: 267人(▲309人、▲53.6%)
- ・40～64歳男性が、平成15年の276人 → 93人(▲183人)に減少
- ・自殺率(人口10万対)平成26年: 20.5 → 平成27年: 20.5(同数、全国12位→10位)



### 【県の取組】

#### 1 心のヘルスアップ事業

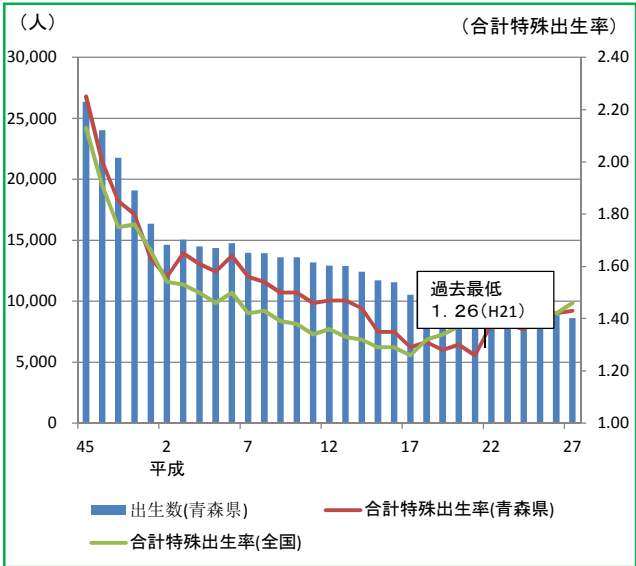
- ・青森県自殺対策連絡協議会の開催  
(県内関係機関及び庁内関係部局との連携強化)

#### 2 自殺対策重点化事業

- (1) ゲートキーパーの輪を広げよう強化事業
  - ・ゲートキーパーの育成
- (2) モデル市町村における高齢者うつスクリーニング事業
  - ・モデル市町村を選定し、高齢者のうつスクリーニングを実施
- (3) 自殺未遂者支援対応力向上事業
  - ・モデル地区での支援モデルの構築
- (4) 自殺対策基盤強化
  - ・県及び各保健所における官民連携協議会の実施
  - ・民間団体ネットワークの活動充実

# ○合計特殊出生率が3年連続で上昇

・平成25年:1.40 → 平成26年:1.42(0.02ポイント増) → 平成27年:1.43(0.01ポイント増)



- 【県の取組】**
- 1 あおもり出会い協働プロジェクト事業 <28新規>**
    - ・民間と協働での結婚応援や、結婚したい男女の出会いの場づくりを推進
  - 2 特定不妊治療費助成事業**
    - ・特定不妊治療を受ける夫婦への経済的支援として、治療費を一部助成
  - 3 満足度の高い保育環境推進事業**
    - ・保育所や認定こども園等において体調不良児を一時的に保育するためのスペースを確保するための改修整備や、職員が病児保育研修等に参加するための代替職員雇上経費を補助
  - 4 家庭福祉対策教育支援貸付事業 <28新規>**
    - ・大学進学にあたり必要となる入学金等の一時的費用の捻出が困難な世帯や、児童養護施設入所児童等に対し奨学金を貸付

# ○死亡総数は増加

死亡総数平成25年:17,112人 → 平成26年:17,042人(▲70人) → 平成27年:17,149人(107人)

・うち悪性新生物 平成26年:5,002人 → 平成27年:5,035人(33人)

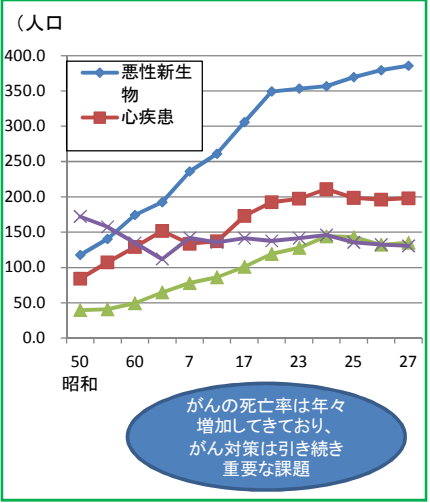
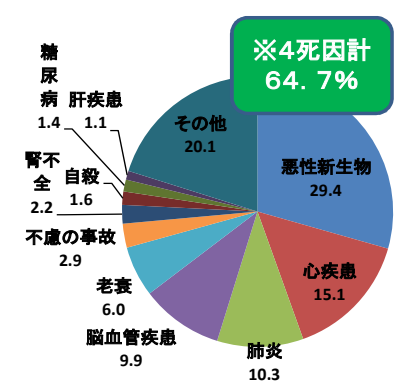
心疾患 平成26年:2,584人 → 平成27年:2,582人(▲2人)

肺炎 平成26年:1,742人 → 平成27年:1,765人(23人)

脳血管疾患 平成26年:1,746人 → 平成27年:1,704人(▲42人)

・死因は①悪性新生物②心疾患③肺炎④脳血管疾患の順 4死因で全体の64.7%を占める

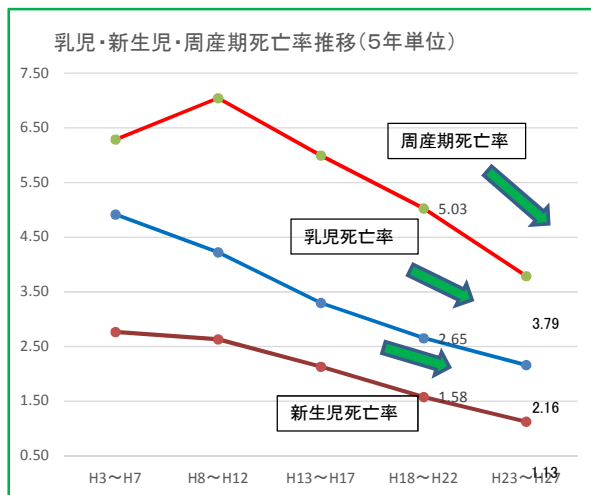
## ○平成27年死因別構成比



- 【県の取組】**
- 1 健やか力総合推進事業**
    - (1)健康づくりのための基盤整備事業
      - ・「健やか力推進センター」を活用し職域における健康リーダーを養成
    - (2)「健やか力」応援事業
      - ・働き世代を対象にウォーキング実践や、バランスの良い食事の普及を行う
    - (3)煙からマメル環境整備事業
      - ・若者の禁煙サポートや、受動喫煙防止対策への意志表示カードを作成する
  - 2 がん登録データの活用によるがん検診精度管理モデル事業 <28新規>**
    - (1) がん登録データの活用
      - ・地域がん登録データとがん検診データの突合及び突合結果の調査・分析
    - (2) がん検診の精度管理研修会
      - ・市町村に対し、がん検診の精度管理のための技術的支援を行う研修会を実施

# ○乳児・新生児・周産期死亡率は長期的には減少傾向

	平成18～22年		平成23～27年
乳児死亡率	2.65	→	2.16 (▲0.49)
新生児死亡率	1.58	→	1.13 (▲0.45)
周産期死亡率	5.03	→	3.79 (▲1.24)



## 【県の取組】

### 1 青森県立中央病院総合周産期母子医療センター(平成16年10月から稼働開始)を中心とした「青森周産期医療システム」の運用

- ・総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及びそれに準じる施設を中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急対応
- ・新生児搬送や新生児集中治療管理室(NICU)の後方支援病室確保も含めた新生児医療の提供が可能な体制

### 2 ハイリスク妊産婦への支援強化

- ・周産期母子医療センターから遠方にあるハイリスク妊産婦が早期から安心して治療を受けられるよう、交通費等の支援体制を整備
- ・総合周産期母子医療センター(県立中央病院)を利用する患者・家族のための待機宿泊施設(ファミリーハウスあおもり)の施設機能の充実

第1表 都道府県別平均寿命（平成22年都道府県別生命表）

順位	男		女	
	都道府県	平均寿命（年）	都道府県	平均寿命（年）
…	全 国	79.59	全 国	86.35
1	長 野	80.88	長 野	87.18
2	滋 賀	80.58	島 根	87.07
3	福 井	80.47	沖 縄	87.02
4	熊 本	80.29	熊 本	86.98
5	神奈川	80.25	新 潟	86.96
6	京 都	80.21	広 島	86.94
7	奈 良	80.14	福 井	86.94
8	大 分	80.06	岡 山	86.93
9	山 形	79.97	大 分	86.91
10	静 岡	79.95	富 山	86.75
11	岐 阜	79.92	石 川	86.75
12	広 島	79.91	滋 賀	86.69
13	千 葉	79.88	山 梨	86.65
14	東 京	79.82	京 都	86.65
15	岡 山	79.77	神奈川	86.63
16	香 川	79.73	宮 崎	86.61
17	愛 知	79.71	奈 良	86.60
18	石 川	79.71	佐 賀	86.58
19	富 山	79.71	愛 媛	86.54
20	宮 崎	79.70	福 岡	86.48
21	三 重	79.68	高 知	86.47
22	宮 城	79.65	東 京	86.39
23	埼 玉	79.62	宮 城	86.39
24	兵 庫	79.59	香 川	86.34
25	山 梨	79.54	北 海 道	86.30
26	島 根	79.51	長 崎	86.30
27	新 潟	79.47	鹿 児 島	86.28
28	徳 島	79.44	山 形	86.28
29	群 馬	79.40	岐 阜	86.26
30	沖 縄	79.40	三 重	86.25
31	福 岡	79.30	愛 知	86.22
32	佐 賀	79.28	静 岡	86.22
33	鹿 児 島	79.21	徳 島	86.21
34	北 海 道	79.17	千 葉	86.20
35	愛 媛	79.13	兵 庫	86.14
36	茨 城	79.09	鳥 取	86.08
37	和 歌 山	79.07	山 口	86.07
38	栃 木	79.06	福 島	86.05
39	山 口	79.03	秋 田	85.93
40	鳥 取	79.01	大 阪	85.93
41	大 阪	78.99	群 馬	85.91
42	高 知	78.91	埼 玉	85.88
43	長 崎	78.88	岩 手	85.86
44	福 島	78.84	茨 城	85.83
45	岩 手	78.53	和 歌 山	85.69
46	秋 田	78.22	栃 木	85.66
47	青 森	77.28	青 森	85.34

資料：厚生労働省 平成22年都道府県別生命表



第2表 青森県市町村別平均寿命（平成22年市区町村別生命表）

男性				女性			
県内順位	市町村名	平均寿命	全国順位 (ワースト)	県内順位	市町村名	平均寿命	全国順位 (ワースト)
1	十和田市	78.3		1	東北町	86.5	
2	八戸市	78.0		2	藤崎町	86.4	
3	つがる市	77.8		3	つがる市	86.3	
	大間町			4	三沢市	86.1	
	風間浦村				鶴田町		
	新郷村				横浜町		
7	弘前市	77.7		7	大鱧町	86.0	
8	三沢市	77.6			板柳町		
	横浜町				田子町		
	おいらせ町			10	今別町	85.9	
11	深浦町	77.5			おいらせ町		
	西目屋村			12	弘前市	85.7	
	藤崎町			13	新郷村	85.6	
	七戸町			14	野辺地町	85.5	
	南部町				佐井村		
16	六戸町	77.4		16	黒石市	85.4	
17	板柳町	77.4	50		五所川原市	85.4	
18	階上町	77.4	49		平川市	85.4	
19	六ヶ所村	77.3	43		外ヶ浜町	85.4	
20	五所川原	77.3	42		六戸町	85.4	
21	蓬田村	77.3	40		六ヶ所村	85.4	
22	平内町	77.3	37		22	中泊町	85.3
23	外ヶ浜町	77.2	33	三戸町		85.3	
24	東北町	77.2	32	24	青森市	85.2	
25	野辺地町	77.2	31		八戸市	85.2	
26	田子町	77.2	30		十和田市	85.2	
27	今別町	77.1	25		西目屋村	85.2	
28	佐井村	77.1	24		田舎館村	85.2	
29	鶴田町	77.0	22	29	鱒ヶ沢町	85.1	
30	鱒ヶ沢町	77.0	21	30	七戸町	85.0	42
31	五戸町	77.0	20	31	南部町	84.9	31
32	三戸町	77.0	19	32	平内町	84.9	30
33	田舎館村	76.9	15	33	東通村	84.8	24
34	中泊町	76.9	14	34	蓬田村	84.8	21
35	大鱧町	76.9	13	35	五戸町	84.8	18
36	黒石市	76.7	9	36	むつ市	84.8	16
37	むつ市	76.7	8	37	風間浦村	84.6	11
38	平川市	76.7	7	38	深浦町	84.4	6
39	東通村	76.5	5	39	大間町	84.4	5
40	青森市	76.5	4	40	階上町	84.2	3
県平均		77.3		県平均		85.4	
全国		79.6		全国		86.4	

※全国順位は、全国1,898市区町村中、ワースト50位以内の市町村の順位を掲載している。

※厚生労働省から全国順位を公表された市町村以外で同値の市町村については、同順位として計上している。

資料：厚生労働省 平成22年市区町村別生命表

第3表 都道府県別年齢調整死亡率（平成22年）

	全死因				悪性新生物				心疾患				脳血管疾患				肺炎				不慮の事故				自殺			
	男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女	
	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位
全 国	544.3		274.9		182.4	①	92.2	①	74.2	②	39.7	②	49.5	④	26.9	③	46.0	③	18.9	④	24.2	⑤	10.0	⑥	29.8	⑥	10.9	⑧
北 海 道	561.2	15	279.0	14	199.1	3	99.2	3	76.8	16	41.2	15	47.1	28	25.2	29	44.9	26	16.7	40	25.5	27	9.8	30	33.6	12	12.8	5
青 森	662.4	1	304.3	1	215.9	1	105.6	1	98.8	1	44.9	8	67.1	2	34.0	3	58.6	1	20.2	15	33.0	3	10.9	22	39.1	2	12.4	10
岩 手	590.1	3	288.6	6	187.4	13	92.7	18	86.2	4	43.0	10	70.1	1	37.1	1	46.9	21	19.4	19	28.8	14	11.9	10	39.5	1	16.1	1
宮 城	539.4	26	267.5	33	177.1	30	90.3	24	72.1	25	35.1	41	61.8	5	33.9	4	41.3	41	15.6	43	23.8	34	11.0	19	31.4	21	9.3	44
秋 田	613.5	2	282.4	10	205.7	2	94.3	11	79.4	14	38.5	29	65.7	3	31.6	11	55.4	2	20.4	14	32.0	4	11.0	20	38.7	3	14.1	2
山 形	530.7	35	269.2	29	179.6	23	86.7	36	69.6	35	38.9	28	55.8	11	31.7	10	47.1	20	18.1	25	23.6	35	10.6	24	33.2	15	12.6	8
福 島	576.2	6	281.4	11	182.6	18	89.2	28	88.7	3	46.3	5	58.2	8	32.7	6	44.0	28	17.6	31	29.3	11	11.9	12	33.8	11	10.5	34
茨 城	563.4	13	289.1	5	180.2	22	92.2	20	74.5	21	39.6	24	58.0	9	32.7	5	48.2	16	21.0	8	28.2	16	11.0	21	30.9	25	11.6	18
栃 木	573.7	9	295.7	2	179.6	24	93.7	12	85.1	5	46.4	4	62.8	4	35.5	2	47.9	17	23.6	2	26.8	23	8.9	38	31.1	22	10.6	32
群 馬	549.1	20	287.8	8	177.0	31	91.7	22	71.2	29	39.2	25	51.3	17	29.7	13	51.7	7	23.2	3	22.7	38	12.0	9	33.1	16	11.7	17
埼 玉	541.3	24	288.0	7	179.5	25	93.4	14	83.5	7	47.4	3	51.0	18	29.2	15	49.7	12	22.0	5	20.0	45	8.6	42	29.0	36	11.0	25
千 葉	526.3	38	278.7	15	170.6	42	92.0	21	84.6	6	45.3	7	47.7	26	27.3	21	47.6	18	20.7	10	21.8	41	9.4	33	26.7	40	10.8	29
東 京	535.9	31	273.6	25	183.2	17	94.5	10	73.4	23	38.2	32	49.2	23	25.8	25	43.4	33	17.9	28	17.6	47	7.9	45	26.1	41	11.8	16
神 奈 川	512.8	42	266.6	36	175.8	33	92.4	19	69.3	36	35.7	38	45.6	34	26.0	24	42.5	38	17.5	34	21.1	44	9.4	34	25.9	42	10.5	33
新 潟	544.7	22	254.6	46	187.9	11	85.6	40	70.6	31	33.7	44	56.4	10	32.1	9	42.2	39	14.7	45	29.3	12	11.9	13	36.9	6	12.2	12
富 山	537.3	29	262.5	39	177.4	29	87.1	35	60.6	45	31.8	46	54.9	12	27.7	19	45.0	25	18.8	22	33.1	2	12.4	6	28.3	37	12.0	14
石 川	535.4	32	264.8	37	182.0	19	87.2	34	70.7	30	39.9	20	49.7	21	25.3	28	47.1	19	18.5	23	27.4	19	15.1	1	30.0	31	10.3	37
福 井	499.9	45	255.2	44	166.3	45	87.9	31	69.3	37	38.4	31	42.8	43	24.8	32	48.5	15	18.0	27	29.3	10	13.4	3	29.1	35	8.0	47
山 梨	549.1	19	267.9	32	174.2	35	80.2	47	70.4	32	42.6	11	50.0	20	25.7	26	41.2	42	16.9	38	25.4	29	9.2	37	37.0	5	12.3	11
長 野	477.3	47	248.8	47	148.4	47	80.3	46	59.6	46	32.0	45	53.9	13	32.3	7	33.4	47	14.2	46	26.4	24	8.2	43	31.0	24	10.9	27
岐 阜	520.2	39	274.9	22	168.7	43	88.1	30	75.0	20	40.7	17	43.2	42	28.0	17	43.9	30	17.3	35	29.7	7	12.4	7	25.8	43	10.6	31
静 岡	526.7	37	277.8	17	172.8	37	90.1	25	68.0	38	38.1	33	52.9	15	30.3	12	40.1	43	17.1	37	23.9	33	9.3	35	30.4	27	9.8	42
愛 知	538.3	28	277.1	19	181.6	20	93.1	17	66.2	41	39.6	22	47.1	27	26.9	23	43.5	32	18.1	26	24.6	31	9.6	31	25.6	44	9.2	45
滋 重	537.1	30	276.4	20	172.0	41	84.3	44	74.0	22	39.6	23	45.7	33	27.5	20	45.9	22	17.9	29	29.4	9	12.6	5	24.6	46	9.0	46
三 菱	496.4	46	263.1	38	174.8	34	84.9	42	65.6	42	38.5	30	42.8	44	24.2	34	43.1	34	16.7	41	22.8	37	10.2	29	28.3	38	11.6	19
京 都	512.2	43	266.7	35	179.4	26	96.5	7	76.2	17	41.7	13	39.6	45	23.1	42	42.9	35	17.5	32	18.2	46	6.8	47	30.3	28	11.0	26
大 阪	576.7	5	289.9	4	198.2	4	100.3	2	82.1	9	44.8	9	43.9	39	21.5	45	54.7	3	23.7	1	21.3	43	9.2	36	30.0	29	13.5	3
兵 庫	544.2	23	280.2	12	192.2	9	93.4	15	71.6	27	39.2	26	44.7	37	23.2	41	43.9	31	19.1	21	24.9	30	11.1	18	29.6	33	12.4	9
奈 良	515.0	41	268.1	31	184.3	16	93.1	16	81.4	11	48.6	2	39.3	46	20.7	46	45.0	24	20.5	12	21.5	42	7.9	44	25.2	45	10.1	41
和 歌 山	576.9	4	294.5	3	197.2	7	97.2	6	80.7	12	46.2	6	44.7	38	24.2	35	51.6	8	20.0	17	25.5	28	10.4	26	31.7	19	12.1	13
鳥 取	570.0	11	278.5	16	198.1	5	97.8	4	71.9	26	36.4	36	50.8	19	29.6	14	41.6	40	12.7	47	28.0	17	10.6	23	33.3	14	12.6	7
島 根	540.6	25	254.7	45	177.7	27	86.0	38	75.4	19	39.2	27	46.3	30	25.1	31	39.5	45	15.1	44	22.0	40	8.9	39	36.3	7	10.5	35
岡 山	534.8	33	258.7	41	172.2	40	84.8	43	67.9	39	36.4	37	49.7	22	25.2	30	49.1	13	19.3	20	27.6	18	12.3	8	30.0	30	9.6	43
広 島	527.1	36	259.3	40	177.6	28	86.5	37	78.6	15	39.9	21	43.4	41	22.1	44	44.0	29	17.3	36	27.4	20	11.6	16	29.1	34	10.1	39
山 口	573.8	8	287.1	9	185.5	15	93.7	13	82.8	8	42.5	12	53.1	14	27.0	22	53.9	4	22.0	4	24.2	32	8.8	40	32.0	18	12.7	6
徳 島	552.3	18	277.8	18	180.9	21	89.4	27	70.0	34	36.6	35	45.7	32	24.1	36	48.5	14	20.0	16	28.9	13	10.5	25	24.1	47	11.1	23
香 川	531.5	34	274.3	24	172.3	39	89.0	29	81.6	10	41.7	14	38.6	47	20.6	47	36.2	46	16.4	42	26.1	26	13.4	2	29.6	32	10.8	30
愛 媛	565.6	12	272.1	26	185.9	14	87.4	32	92.6	2	49.4	1	45.9	31	23.9	38	45.4	23	17.5	33	29.7	6	11.9	11	27.7	39	10.8	28
高 知	575.6	7	274.3	23	187.9	12	85.7	39	80.0	13	40.9	16	58.3	7	27.8	18	51.6	9	21.0	9	33.6	1	13.1	4	33.6	13	11.2	22
福 岡	557.6	17	272.0	27	198.0	6	96.4	8	52.8	47	30.9	47	43.7	40	24.0	37	50.7	10	20.5	13	26.2	25	10.4	27	31.6	20	11.2	21
佐 賀	560.3	16	268.3	30	194.6	8	95.0	9	66.6	40	35.5	40	45.1	36	23.6	39	53.1	5	21.5	7	28.7	15	11.2	17	37.1	4	10.1	38
長 崎	572.8	10	275.5	21	190.5	10	97.3	5	70.2	33	40.3	18	48.3	25	23.4	40	50.2	11	20.6	11	29.5	8	10.3	28	36.0	9	11.0	24
熊 本	508.2	44	257.1	42	167.7	44	87.3	33	62.6	43	34.2	43	45.5	35	24.7	33	42.7	36	17.6	30	23.3	36	8.6	41	32.6	17	11.9	15
大 分	519.0	40	255.6	43	172.4	38	82.1	45	62.4	44	35.6	39	47.0	29	25.6	27	42.7	37	18.3	24	26.9	22	11.8	15	30.8	26	10.3	36
宮 崎	539.3	27	270.6	28	173.6	36	89.5	26	75.6	18	40.2	19	51.3	16	28.7	16	44.3	27	19.6	18	27.1	21	9.5	32	35.8	10	11.3	20
鹿 児 島	562.7	14	279.5	13	176.7	32	91.6	23	72.7	24	37.9	34	58.5	6	32.2	8	51.9	6	21.6	6	30.6	5	11.9	14	31.1	23	10.1	40
沖 縄	547.3	21	267.0	34	158.9	46	85.2	41	71.6	28	34.7	42	48.4	24	22.4	43	39.7	44	16.8	39	22.3	39	7.2	46	36.2	8	13.2	4

※都道府県の順位は高率順である。  
 ※全国の丸数字は、「平成22年 人口動態統計（確定数）」の男女別にみた粗死亡率の高率順である。  
 資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告

第4表 ほのぼのコミュニティ21推進事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
見守りネットワーク連絡会運営事業	36市町村	37市町村	37市町村	30市町村
ほのぼの交流協力員事業	36市町村	37市町村	37市町村	35市町村
子どもほのぼの交流員事業				
ボランティア活動促進事業	35市町村	35市町村	36市町村	32市町村

第5表 民生委員・児童委員の内容別相談・支援件数

年度	在宅福祉	介護保険	健康保健医療	子育て母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育学校生活	生活費	年金保険	仕事	家庭関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
25	5,176	1,624	3,887	2,123	6,901	3,316	2,981	681	1,200	2,417	1,249	4,212	16,684	21,805	74,256
26	4,061	1,541	3,464	2,097	6,919	3,223	2,726	714	1,317	2,225	1,179	3,623	16,409	20,440	69,938
27	3,708	1,437	3,540	2,166	6,637	3,307	2,634	777	1,070	2,247	1,192	3,076	15,151	21,772	68,714

※青森市分を除いた件数。

第6表 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計
25	38,380	4,311	14,015	17,550	74,256
26	38,074	3,653	13,758	14,453	69,938
27	35,950	3,422	14,906	14,436	68,714

※青森市分を除いた件数。

第7表 生活福祉資金年度別貸付決定状況（平成21年10月以降）

年度	総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型		要保護世帯向け	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
22	315	233,059,000	546	110,546,000	325	249,414,000	4	43,337,000	19	116,487,000
23	165	96,429,000	350	76,793,000	250	182,446,000	1	18,480,000	9	44,008,000
24	88	47,676,000	266	70,554,000	213	173,524,000	1	24,780,000	17	91,034,000
25	33	9,825,000	187	34,633,000	138	78,651,000	1	13,440,000	6	27,958,000
26	29	11,061,400	174	30,269,310	116	98,746,849	0	11,875,992	2	52,089,301
27	21	7,423,646	128	17,896,520	89	71,687,014	0	9,282,280	5	34,056,333

第8表 臨時特例つなぎ資金貸付決定状況

年度	件数	金額(円)
22	10	1,000,000
23	6	600,000
24	2	200,000
25	8	800,000
26	1	100,000
27	3	300,000

第9表 社会福祉法人数（平成28年4月1日現在）

	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	計
県所管法人	32	1	0	162	195
(参考) 市所管法人	9	0	0	315	324
青森市所管	1	0	0	85	86
弘前市所管	1	0	0	62	63
八戸市所管	1	0	0	76	77
黒石市所管	0	0	0	9	9
五所川原市所管	1	0	0	21	22
十和田市所管	1	0	0	17	18
三沢市所管	1	0	0	14	15
むつ市所管	1	0	0	13	14
つがる市所管	1	0	0	7	8
平川市所管	1	0	0	11	12
(参考) 県内社会福祉法人合計	41	1	0	477	519

第10表 社会福祉施設指導監査の実施状況

区分	施設の種別	H27実施状況		
		対象施設数	実施数	実施率(%)
生活保護施設	救護施設	3	1	33.3
老人福祉施設	養護老人ホーム	8	(4) 8	100.0
	特別養護老人ホーム	109	12	11.0
	軽費老人ホーム	20	(9) 20	100.0
児童福祉施設	保育所	391	(140) 278	71.1
	児童自立支援施設	1	(1) 1	100.0
	児童養護施設	6	6	100.0
	情緒障害児短期治療施設	1	1	—
	乳児院	3	(1) 3	100.0
	母子生活支援施設	3	3	100.0
	福祉型障害児入所施設	9	(5) 8	88.9
	福祉型児童発達支援センター	6	(1) 6	100.0
	医療型障害児入所施設	1	(1) 1	100.0
医療型児童発達支援センター	2	(2) 2	100.0	
障害者支援施設		51	3	5.9

\* ( ) は、書面監査の実施数で再掲。

\* 特別養護老人ホームについては、介護保険施設の指導において、また、障害者支援施設については、指定障害福祉サービス事業者等の指導において、特に重大な運営上の問題点が認められなければ、老人福祉法又は障害者総合支援法に基づく指導監査を省略することとしている。



第11表 健康福祉関係施設 施設数・定員数（平成28年4月1日現在）

施設の種類		合計	
		施設数	定員
1	児童福祉施設	419	-
(1)	保育所	290	20,380
(2)	児童館	93	-
(3)	児童養護施設	6	357
(4)	福祉型障害児入所施設	9	271
(5)	児童自立支援施設	1	50
(6)	母子生活支援施設	3	48
(7)	医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）	1	42
(8)	進行性筋萎縮症児施設等	1	80
(9)	医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設等）	3	260
(10)	情緒障害児短期治療施設（※1）	1	30 15
(11)	乳児院	3	34
(12)	児童家庭支援センター	1	-
(13)	助産施設	7	15
2	認定こども園	208	20,556
3	障害者支援施設	59	2,955
4	地域活動支援センター	34	-
5	生活保護施設	3	400
6	老人福祉施設	226	-
(1)	養護老人ホーム	10	675
(2)	特別養護老人ホーム	122	6,396
(3)	軽費老人ホーム（A型）	2	110
(4)	軽費老人ホーム（ケアハウス）	25	699
(5)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	19	228
(6)	老人福祉センター	48	-
7	地域包括支援センター	58	-
8	介護老人保健施設（※1）	63	5,373 2,819
9	地域福祉センター	6	-
10	市町村保健センター	33	-
合計		1,109	-

※1）施設定員について、上段は入所定員、下段は通所定員を表している。

第12表 被保護世帯数・実人員及び保護率の年度推移（年度平均）

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率		生活扶助	
	世帯数	指数	実人員	指数	%		人員	指数
平成23年度	22,434	100.0	29,649	100.0	21.72	100.0	27,500	100.0
平成24年度	22,983	102.4	30,202	101.9	22.35	102.9	27,846	101.3
平成25年度	23,321	104.0	30,315	102.2	22.67	104.4	27,882	101.4
平成26年度	23,652	105.4	30,355	102.4	22.93	105.6	27,970	101.7
平成27年度	23,861	106.4	30,275	102.1	23.12	106.4	28,026	101.9

住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助
人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員
21,076	100.0	1,433	100.0	25,149	100.0	5,837	100.0	743
21,786	103.4	1,372	95.7	25,998	103.4	6,136	105.1	726
22,031	104.5	1,297	90.5	26,278	104.5	6,462	110.7	660
22,072	104.7	1,185	82.7	26,574	105.7	6,838	117.1	624
22,162	105.2	1,111	77.5	26,708	106.2	7,086	121.4	605

第13表 医療扶助人員の推移（年度平均）

区分	入院					
	精神病		その他		計	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数
平成23年度	793	100.0	1,334	100.0	2,127	100.0
平成24年度	742	93.6	1,227	92.0	1,969	92.6
平成25年度	714	90.0	1,162	87.1	1,876	88.2
平成26年度	673	84.9	1,079	80.9	1,752	82.4
平成27年度	674	85.0	937	70.2	1,612	75.8

入院外					
精神病		その他		計	
人員	指数	人員	指数	人員	指数
517	100.0	22,505	100.0	23,022	100.0
601	116.2	23,428	104.1	24,029	104.4
624	120.7	23,778	105.7	24,402	106.0
654	126.5	24,169	107.4	24,823	107.8
730	141.2	24,367	108.3	25,097	109.0

第14表 世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

区分	総数		高齢者世帯						母子世帯	
			単身		2人以上		計			
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成23年度	22,434	100.0	9,904	44.1	1,080	4.8	10,984	48.9	1,003	4.5
平成24年度	22,983	100.0	10,326	44.9	1,079	4.7	11,405	49.6	997	4.3
平成25年度	23,321	100.0	10,866	46.6	1,100	4.7	11,966	51.3	928	4.0
平成26年度	23,652	100.0	11,430	48.3	1,140	4.8	12,570	53.1	865	3.7
平成27年度	23,861	100.0	11,997	50.3	1,170	4.9	13,167	55.2	811	3.4

傷病・障害者世帯						小計		その他の世帯	
単身		2人以上		計					
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
5,915	26.4	1,895	8.4	7,810	34.8	20,212	88.2	2,637	11.8
5,617	24.5	1,555	6.8	7,172	31.3	20,066	85.2	3,409	14.8
5,460	23.4	1,425	6.1	6,885	29.5	20,320	84.8	3,542	15.2
5,340	22.6	1,334	5.6	6,674	28.2	6,674	85.0	3,543	15.0
5,192	21.8	1,255	5.3	6,447	27.0	20,425	85.6	3,437	14.4

第15表 労働力類型別被保護世帯数の推移（年度平均：停止を除く）

区分	総数		世帯主が働いている世帯			
	世帯数	構成比	常用勤労者	日雇勤労者	内職者	その他就業者
平成23年度	22,434	100.0	1,098	152	56	303
平成24年度	22,983	100.0	1,225	170	63	305
平成25年度	23,321	100.0	1,269	205	62	287
平成26年度	23,652	100.0	1,314	196	60	266
平成27年度	23,861	100.0	1,328	187	60	239

		世帯員のみが働いている世帯(2)		計		働いている者のいない世帯	
計(1)	構成比	世帯数	構成比	(1)+(2)	構成比	世帯数	構成比
1,609	7.2	507	2.3	2,116	9.5	20,318	90.5
1,763	7.7	547	2.4	2,310	10.1	20,673	89.9
1,823	7.8	569	2.4	2,392	10.3	20,929	89.7
1,836	7.8	564	2.4	2,400	10.2	21,252	89.9
1,814	7.6	558	2.3	2,372	9.9	21,490	90.1

第16表 生活保護費支出額の推移（年度）

[種類別]

(単位：千円)

区 分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
平成23年度	16,530,207	36.8	4,580,393	10.2	198,840	0.5
平成24年度	16,833,147	36.9	4,781,727	10.5	190,418	0.4
平成25年度	16,568,600	36.6	4,924,542	10.9	182,717	0.4
平成26年度	16,926,037	36.7	5,039,015	10.9	169,616	0.4
平成27年度	15,950,613	34.9	5,134,361	11.2	158,682	0.3

医療扶助		介護扶助		その他の扶助		計	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21,271,978	47.4	1,498,445	3.3	815,516	1.8	44,895,379	100.0
21,355,651	46.9	1,589,150	3.5	817,963	1.8	45,568,056	100.0
21,214,326	46.8	1,617,540	3.6	806,495	1.7	45,314,220	100.0
21,447,215	46.6	1,667,342	3.6	813,700	1.8	46,062,925	100.0
21,973,597	48.0	1,704,081	3.7	810,682	1.8	45,732,016	100.0

[郡部・市部別]

区 分	県全体		郡部		市部	
	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
平成23年度	44,895,379	100.0	7,638,269	100.0	37,257,110	100.0
平成24年度	45,568,056	101.5	7,780,708	101.9	37,787,348	101.4
平成25年度	45,314,219	100.9	7,705,802	100.9	37,608,417	100.9
平成26年度	46,062,925	102.6	7,797,818	102.1	38,265,107	102.7
平成27年度	45,732,016	101.9	7,766,445	101.7	37,965,571	101.9

第17表 旧軍人・軍属の恩給処理状況（平成28年3月31日現在）

種 別	対象予想件数	申込受付件数	処理状況		今後の申請 予想件数
			進達済件数	未処理件数	
普通恩給	26,300	0 (25,398)	0 (25,398)	0	902
傷病恩給	3,822	0 (3,822)	0 (3,822)	0	0
一時恩給	18,600	1 (18,551)	1 (18,551)	0	49
一時金	3,000	0 (2,797)	0 (2,797)	0	203
公務扶助料	22,300	0 (22,221)	0 (22,221)	0	79
普通扶助料	2,600	0 (2,504)	0 (2,504)	0	96
一時扶助料	1,200	1 (1,161)	1 (1,161)	0	39
小 計	77,822	2 (76,454)	2 (76,454)	0	1,368
加算改定	15,500	0 (15,396)	0 (15,396)	0	104
合 計	93,322	2 (91,850)	2 (91,850)	0	1,472

※公務扶助料、普通扶助料については青森県を經由したもの

( )内は平成27年3月31日現在までの累計

第18表 戦傷病者の援護の状況（各年度3月31日現在）

区分	年度	23	24	25	26	27
戦傷病者手帳所持者数（人）		156	130	111	88	73
処 理 件 数	療養の給付	29	33	32	28	24
	療養手当の給付	0	0	0	0	0
	葬祭費の支給	0	0	0	0	0
	更生医療の給付	0	0	0	0	0
	補装具の支給及び修理	2	2	0	1	0
	国立保養所への収容	0	0	0	0	0
	JR無賃乗車券の交付	73	46	31	21	21

第19表 中国等からの永住帰国者（各年度3月31日現在）

区分	年度	S47～H23	24	25	26	27	計
中 国	世帯	93	0	0	0	0	93
	人員	495	0	0	0	0	495
ロ シ ア 連 邦	世帯	4	0	0	0	0	4
	人員	13	0	0	0	0	13

第20表 中国等からの一時帰国者（各年度3月31日現在）

区分	年度	S47～H23	24	25	26	27	計
中 国	世帯	139	0	0	0	0	139
	人員	238	0	0	0	0	238
ロ シ ア 連 邦	世帯	31	0	0	0	0	31
	人員	42	0	0	0	0	42

第21表 中国残留邦人等に対する支援給付対象世帯人員

区 分	27年度末実数
世帯数	3
人員数	3

第22表 中国残留邦人等に対する各給付人員及び扶助費

区 分	人員	金額（千円）	構成比
生活支援給付	3	2,766	45.4%
住宅支援給付	1	212	3.5%
医療支援給付	3	2,672	43.9%
介護支援給付	3	444	7.2%
合 計	3	6,094	100.0%

第23表 県立保健大学 県内就職率

（単位：％）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
健康科学部	52.4	42.4	43.8	44.7	46.5	36.6	33.5	39.3
看護学科	49.1	39.4	41.9	44.9	49.0	30.3	27.4	40.4
理学療法学科	33.3	33.3	33.3	46.4	48.4	25.0	30.3	21.9
社会福祉学科	68.3	55.3	56.7	53.1	43.1	54.2	48.0	61.5
栄養学科				30.3	41.9	41.9	35.5	25.8



第24表 県立保健大学 国家試験合格率

(単位:%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
看護師	98.1	98.9	99.0	98.0	99.0	99.1	98.1	99.1
保健師	98.2	90.2	89.9	92.6	99.1	96.5	100.0	100.0
助産師	100.0	85.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
理学療法士	100.0	100.0	85.7	100.0	93.5	100.0	100.0	94.1
社会福祉士	80.5	74.4	78.4	88.0	62.0	76.6	69.4	92.3
精神保健福祉士	100.0	100.0	93.3	100.0	85.7	100.0	100.0	84.6
管理栄養士				93.9	97.0	97.0	96.9	90.3

第25表 平成元年以降の災害救助法の適用状況

年度	発生年月日	災害名	法適用市町村	救助法総額 (千円)
H3	H 3. 9. 28	台風19号	弘前市、黒石市、浪岡町、大鰐町、平賀町、尾上町	23,517
H6	H 6. 12. 28	三陸はるか沖地震	八戸市	14,055
H11	H11. 10. 28	大雨災害	八戸市	5,667
H22	H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494
H23	H23. 9. 21	台風15号	南部町	1,035
	H24. 2. 1	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584

第26表 平成元年以降の災害弔慰金の支給状況

年度	災害名	発生年月日	支給市町村名	死者・行方不明の区分			実支出額 (円)	負担金 (円)
				死者	行方不明	計		
H3	平成3年9月28日の台風19号による強風災害	H3. 9. 28	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、岩木町、平賀町	9		9	32,500,000	24,375,000
H4	〃	〃	弘前市	1		1	2,500,000	1,875,000
H5	平成5年7月13日の北海道南西沖地震災害	H5. 7. 13	大間町	1		1	5,000,000	3,750,000
H6	平成6年12月28日の三陸はるか沖地震災害	H6. 12. 28	八戸市、五戸町	2		2	7,500,000	5,625,000
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	H11. 10. 28	八戸市、五戸町	1	1	2	5,000,000	3,750,000
H17	平成18年豪雪災害	H17. 12~ H18. 3	青森市、弘前市、平川市、田子町	4		4	12,500,000	9,375,000
H18	平成18年豪雪災害	H17. 12~ H18. 3	弘前市、鱒ヶ沢町、大鰐町、野辺地町	4		4	15,000,000	11,250,000
H22	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	H23. 3. 11	八戸市、三沢市、階上町	4		4	15,000,000	11,250,000
H23	〃	〃	青森市、八戸市、十和田市、三戸町	7	3	10	35,000,000	26,250,000
	平成23年12月から平成24年3月までの降雪による大雪災害	H23. 12~ H24. 3	青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、藤崎町、蓬田村、六ヶ所村	13		13	40,000,000	30,000,000
H24	〃	〃	むつ市、つがる市、藤崎町、板柳町	6		6	17,500,000	13,125,000
H25	平成24年度大雪災害	H25. 1~ H25. 2	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、野辺地町	12		12	37,500,000	28,125,000
H26	平成25年度大雪災害	H25. 12~ H26. 1	青森市、弘前市、むつ市、つがる市、田村	6		6	37,500,000	28,125,000

第27表 平成元年以降の災害援護資金貸付状況

年度	災害別	市町村名	貸付限度額別貸付件数・貸付金額（千円）											
			世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		家財の損害		重複・特別貸付		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H3	平成3年9月28日台風19号による強風災害	青森市 外20市町村	3	4,500	472	632,500	36	86,600			13	35,800	524	759,400
H6	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 十和田市 三沢市 天間林村 階上町 南郷村	1	1,500	32	51,900	5	11,700	4	6,000	7	20,700	49	91,800
H7	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 名川町 階上町 南郷村	1	1,000	16	27,200	2	3,500	2	3,000	9	26,500	30	61,200
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	青森市 八戸市			1	1,700			14	18,840	1	2,500	16	23,040
H23	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町			6	10,200	18	47,000	4	6,000	4	14,000	32	77,200
H24	〃	八戸市			1	1,700	4	10,000					5	11,700
H25	〃	八戸市			1	1,700	1	2,500	1	1,500	1	3,500	4	9,200
H26	〃	八戸市					1	2,500					1	2,500
H27	〃	八戸市			5	8,500	1	2,500			1	2,500	7	13,500